

# 新市まちづくり計画

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会  
平成 15 年 3 月作成

三次市  
平成 17 年 3 月変更  
平成 19 年 3 月変更  
平成 26 年 12 月変更  
令和 2 年 3 月変更

## 目 次

I. 序論	1
計画策定の方針	1
II. 新市の概況	2
1. 新市の概況	2
2. 広域圏における位置付け	14
3. 新市に向けての課題	16
4. 主要指標の見通	19
III. 新市まちづくりの基本方向	21
1. 新市まちづくりの基本目標	21
2. 新市まちづくりの将来像	21
3. 新市まちづくりの基本施策	23
4. 土地利用構想～地域別整備方針	26
5. 計画の実施にあたって（まちづくりの展開方針）	32
IV. 新市まちづくりの基本施策	33
1. 人々がふれあい輝く「自治のまち」	33
2. 美しい自然とともに健やかに安心して暮らせる 「定住のまち」	39
3. 豊かな心を育み知識を高める「文化の薫るまち」	54
4. 活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ「中核 都市」	59
5. 行財政改革による自治体組織の健全化	66
V. 新市まちづくりの重点プロジェクト	69
VI. 公共施設の統合整備	75
VII. 財政計画	76

# I. 序 論

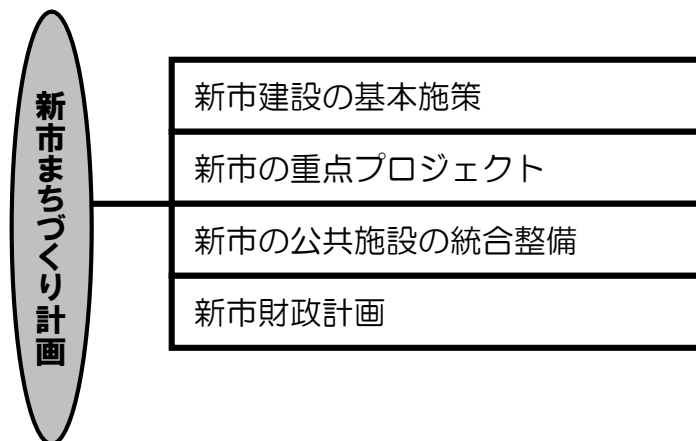
## 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画は、三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、8市町村の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上及び地域の歴史文化の存続・発展などを図るとともに、均衡あるまちづくりに資するよう策定するものです。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本施策、基本施策を実現するための重点プロジェクト、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。



### (3) 計画の期間

本計画における重点プロジェクトや公共施設の統合整備及び財政計画は、平成16年度から令和6年度までの21か年とします。なお、本計画に示す施策や財政計画などについては、社会情勢の変化や財政状況に著しい変化があった場合は、見直しに向けた検討をおこなうものとしします。

### (4) その他

本計画の基本方針を定めるに当たっては、将来をも展望した長期的視野に立ち、新市の将来進むべき方向を定めるものとしします。

新市の財政計画については、地方交付税、国及び広島県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、健全に財政運営を行うことを基本に策定します。

## Ⅱ. 新市の概況

### 1 新市の概況

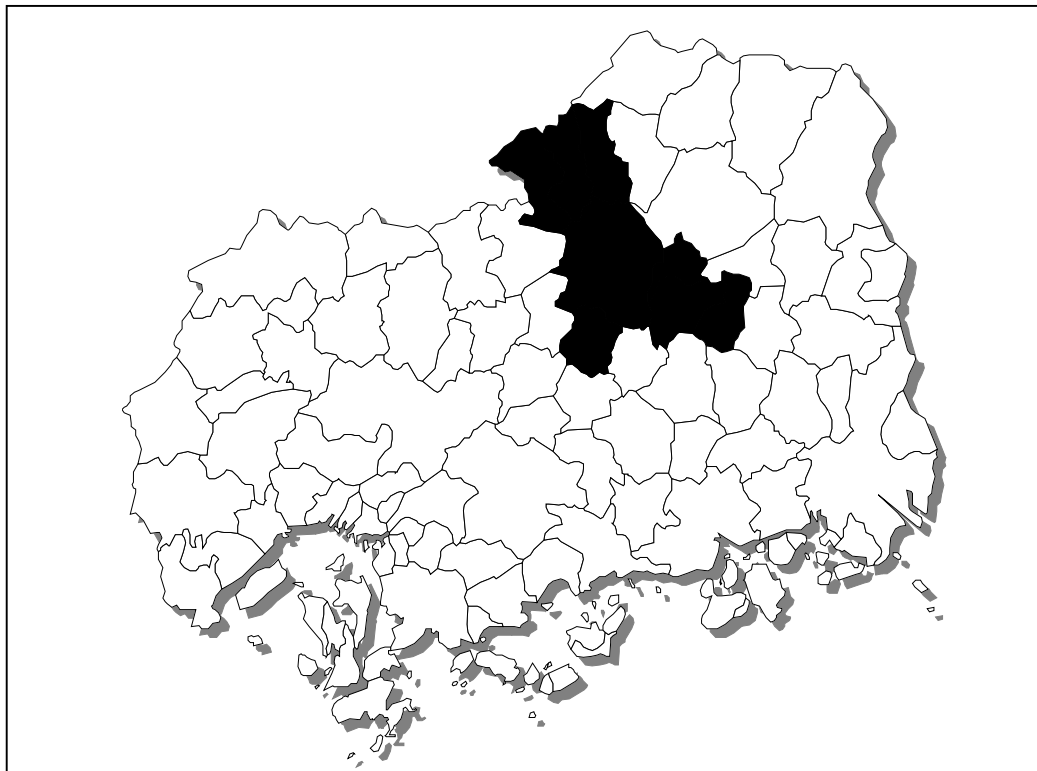
#### (1) 位置と地勢

新市は、広島県北部の島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し、大阪へ約 250 km、下関へ約 200 kmの距離圏にあり、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へは、ほぼ同距離の約 50～80 kmの位置にあります。これらの都市への広域交通網は、大阪・下関方面を結ぶ中国縦貫自動車道をはじめ、中国地方の山陽・山陰を結ぶ各国道、県道およびJR鉄道網などが、本地域の三次市で結節しています。

新市の主要な河川は、江の川を本流として、<sup>かんのせ</sup>神野瀬川、西城川、<sup>ぼせん</sup>馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流しています。

新市の地形は三次盆地を中心に、各支流沿いに標高 150～200mの平坦地が広がっています。その背後は概ね標高 300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山地となっているが、北部の県境周辺部は 800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており、8割以上が林野で占められています。

#### ■新市の位置



## (2) 面積

新市の総面積は約 778.19k㎡で、広島県の総面積 8,475k㎡の約 9.2%を占めています。

## (3) 気象

平成 12年の平均気温は約 13.5度、年間降雨量は約 1,400mm、降雪期間は 12月中旬から3月中旬まで3か月におよびます。また、新市では、秋の早朝に川霧が三次盆地一面に発生滞留して、高いところから観ると周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現することがあります。

## (4) 人口と世帯数

平成 12年の国勢調査によると、新市の総人口は 61,635人で、平成 7年の国勢調査に比べ、2.0%減少しており、昭和 60年以降少しずつ減少しています。

世帯数は平成 12年の国勢調査では、21,910世帯となっており、わずかに増加傾向にあるものの、一世帯当りの人員は昭和 55年が平均 3.3人であったのに比べ、平成 12年は 2.8人に減少し、核家族化などが著しく進行している状況を示しています。

### ■新市における人口の推移

(単位 : 人・%)

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	人口	人口	変化率	人口	変化率	人口	変化率	人口	変化率	
新市	63,582	64,089	0.8	63,596	△0.8	62,910	△1.1	61,635	△2.0	
県全体	2,739,161	2,819,200	2.9	2,849,847	1.1	2,881,748	1.1	2,878,915	△0.1	

(資料：国勢調査、変化率は5年前～当年の増減率)

### ■新市における世帯数の推移

(単位 : 世帯・%)

	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	世帯	世帯	変化率	世帯	変化率	世帯	変化率	世帯	変化率	
新市	19,273	19,697	2.2	20,355	3.3	21,167	4.0	21,910	3.5	
県全体	877,120	922,244	5.1	981,096	6.4	1,049,588	7.0	1,099,536	4.8	

(資料：国勢調査、変化率は5年前～当年の増減率)

65歳以上の高齢者の比率は平成12年の国勢調査では約28.3%と10年前の平成2年の比率から約6.6ポイント増加しており、平成12年の広島県の平均が18.4%であることから、高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、平成12年における15歳未満の年少人口比率は14.8%と平成2年の17.7%から更に減少しており、高齢化とあわせ、少子化も進んでいることがうかがえます。

■新市における年齢階層別人口

(単位：人・%)

		年齢階層別人口				年齢階層比		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
新市	平成2年	11,279	38,508	13,770	63,557	17.7	60.6	21.7
	平成7年	10,291	36,604	15,991	62,886	16.4	58.2	25.4
	平成12年	9,135	35,079	17,419	61,633	14.8	56.9	28.3
県全体	平成2年	525,256	1,936,818	381,477	2,849,847	18.4	68.0	13.4
	平成7年	466,553	1,956,268	456,497	2,881,748	16.2	67.9	15.8
	平成12年	428,035	1,916,796	531,537	2,878,915	14.9	66.6	18.4

(資料：国勢調査)

(県全体の計は年齢不詳を含む)

## (5) 産業

新市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、平成12年の国勢調査では、第1次産業16.1%、第2次産業28.4%、第3次産業55.5%となっており、広島県全体と比べ、農業を中心とした第1次産業の占める割合が大きいのが特徴となっています。

第1次産業就業者数は年々減少し、平成2年から平成12年の間で約27.2%減少しています。また、第2次産業については、微減傾向にある一方、第3次産業については、わずかに増加しています。

### ■産業別就業者数

(単位：人)

	平成2年			平成7年			平成12年		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
新市	7,158 (20.5%)	10,839 (31.0%)	16,953 (48.5%)	6,375 (18.6%)	9,914 (29.0%)	17,930 (52.4%)	5,210 (16.1%)	9,205 (28.4%)	18,000 (55.5%)
県全体	88,934 (6.3%)	486,415 (34.5%)	832,912 (59.2%)	83,251 (5.7%)	469,216 (32.0%)	911,549 (62.3%)	65,937 (4.7%)	423,026 (29.9%)	923,587 (65.4%)

(資料：国勢調査)

### ● 農業

農家数は、平成12年は6,579戸、農業就業者数は24,115人となっており、65歳以上の農業就業人口の割合が約35.1%と高齢化が進んでいることから、後継者不足とあわせ労働力不足による農地の維持・管理が課題となっています。

農業粗生産額については減少傾向にあるが、主要作物である水稻のほかに、大豆・麦の土地利用型作物、アスパラガス・ぶどう・なし等の収益性の高い作物や乳用牛・肉用牛の振興が図られています。また、転作作物を使った加工品・特産品の開発や交流施設での販売など、交流を活かした農業の6次産業化や体験交流型農業に向けた取り組みが進められています。

### ■農家数／農業就業者数

(単位：戸、人、%)

	総農家数			平成12年 農業就業者数	平成12年 65歳以上 就業者人口割合
	平成2年	平成7年	平成12年		
新市	8,011	7,276	6,579	24,115	35.1
県全体	102,936	92,197	82,240	305,215	34.1

※農業就業者数は、販売農家の15歳以上の人数をさす

(資料：2000年世界農林業センサス)

### ■農業粗生産額

(単位：百万円)

	農業粗生産額		
	平成2年	平成7年	平成12年
新市	11,588	11,920	9,552
県全体	138,419	138,257	112,694

(資料：広島県農林水産統計年報)

■ 経営耕地面積

(単位 : a)

	経営耕地面積		
	平成2年	平成7年	平成12年
新市	615,126	564,750	520,743
県全体	5,996,835	5,405,130	4,823,088

(資料 : 2000 年世界農林業センサス)

● 林業

林業は、木材価格の低迷などにより、厳しい経営状況が続いており、自然環境の保全との関わりからも新市の大きな課題となっています。林家数は平成 12 年では 5,350 戸と平成 2 年より 10.2%減少しており、林家の 8 割が農業との兼業となっています。

■ 林家数

(単位 : 戸)

	林家数					
	平成2年			平成12年		
	総数	農家林家	非農家林家	総数	農家林家	非農家林家
新市	5,955	5,194	761	5,350	4,207	1,143
県全体	53,318	42,792	10,526	50,455	33,556	16,899

(資料 : 2000 年世界農林業センサス)

● 工業

新市の製造業の事業所数(従業者 4 名以上)・従業者数は、平成 13 年で 161 事業所、5,249 人であり、平成 2 年より減少傾向が続いています。

一方、製造品出荷額等については、平成 13 年では 115,795 百万円であり、平成 2 年の水準よりは下回るものの、平成 7 年より増加傾向にあります。また、従業者一人当たりの工業出荷額についても、平成 13 年では 22,060 千円と増加傾向にあります。

■ 工業事業所数/工業従業者数

(単位 : 件、人)

	工業事業所数			工業従業者数		
	平成2年	平成7年	平成13年	平成2年	平成7年	平成13年
新市	250	199	161	7,199	6,116	5,249
県全体	9,473	8,756	7,065	278,081	257,482	216,926

(資料 : 工業統計調査)

■ 製造品出荷額等/工業従業者一人当たり工業出荷額 (単位 : 百万円、千円/人)

	製造品出荷額等			工業従業者一人当たり工業出荷額 (千円/人)		
	平成2年	平成7年	平成13年	平成2年	平成7年	平成13年
新市	127,355	113,778	115,795	17,691	18,603	22,060
県全体	8,931,172	7,716,249	6,797,879	32,117	29,968	31,337

(資料 : 工業統計調査)



● 商業

新市の商店数・従業者数は、平成 11 年で 1,184 店・5,830 人であり、減少傾向が続いています。

年間商品販売額については、平成 11 年では 16,160,155 万円であり、平成 9 年には増加傾向にあったものの平成 11 年には減少しています。また、従業者一人当たりの商品販売額についても、平成 11 年では 27,719 千円となり、年間商品販売額と同様な傾向となっています。

■商店数／従業者数

(単位 : 店、人)

	商店数			従業者数		
	平成6年	平成9年	平成11年	平成6年	平成9年	平成11年
新市	1,286	1,216	1,184	5,911	5,875	5,830
県全体	47,614	44,015	45,102	301,092	282,192	310,002

(注) 平成 11 年商業統計調査は、簡易調査として実施されており、調査対象等の取り扱いが平成 9 年調査とは異なっています。(資料：商業統計調査)

■年間商品販売額／商業従業者一人当たり商品販売額

(単位 : 万円、千円/人)

	年間商品販売額			商業従業者一人当たり商品販売額 (千円/人)		
	平成6年	平成9年	平成11年	平成6年	平成9年	平成11年
新市	16,253,848	19,000,875	16,160,155	27,498	32,342	27,719
県全体	1,485,057,702	1,443,211,960	1,424,028,542	49,322	51,143	45,936

(注) 平成 11 年商業統計調査は、簡易調査として実施されており、調査対象等の取り扱いが平成 9 年調査とは異なっています。(資料：商業統計調査)

● 観光

平成 13 年の新市の入込観光客数は約 146 万人で、県全体の 3.9%を占め、年々増加傾向にあり、観光消費額も平成 13 年で約 77 億円にのぼっています。特に集客力のある観光資源として、広島三次ワイナリー(約 41 万人)や県立みよし公園(約 30 万人)、君田温泉森の泉(ふおレスト君田 約 25 万人)などがあげられます。

■観光客数

	観光客数								
	入込客数(千人)			地元客 (千人)	総数 (千人)	入込客の県内・県外比		観光消費額	
	計	県内	県外			県内	県外	総額 (百万円)	観光客1人当たり 消費額(円/人)
新市	1,458	1,113	345	678	2,136	76.3%	23.7%	7,712	5,326
県全体	37,613	17,472	20,141	10,424	48,037	46.5%	53.5%	243,723	6,480

(資料：平成 13 年広島県入込観光客の動向)

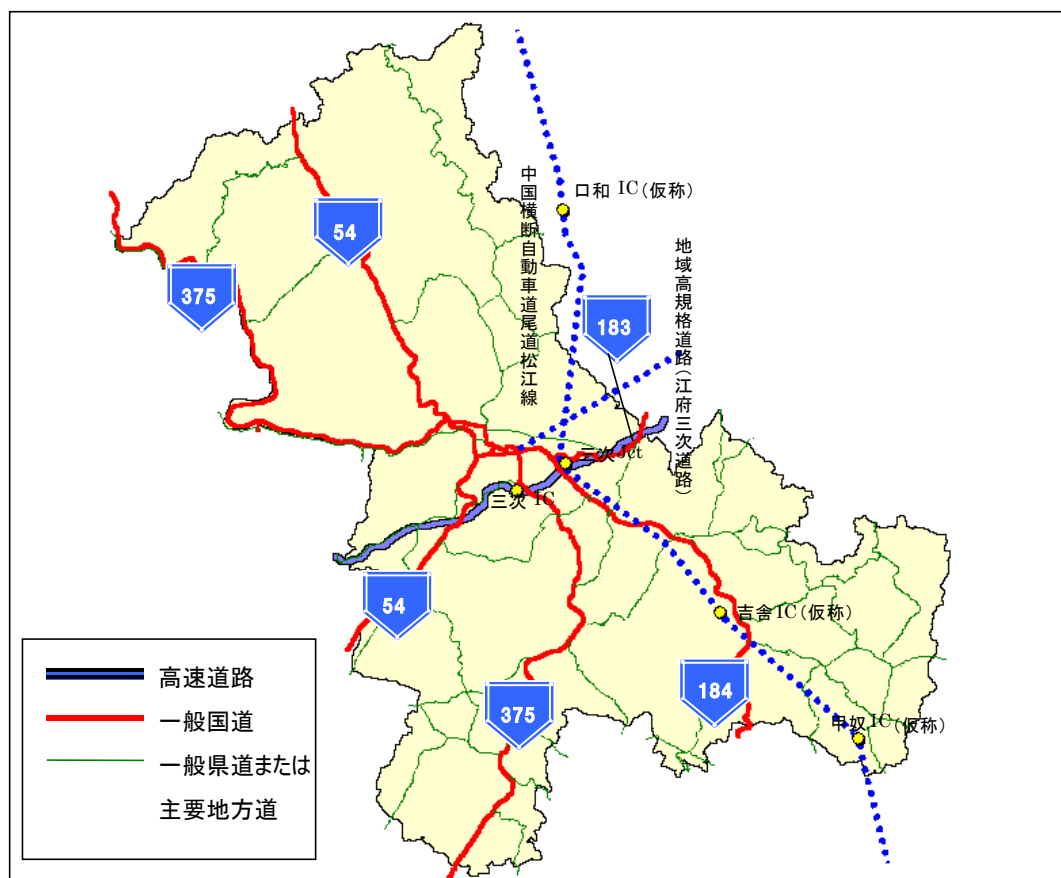
## (6) 交通環境

### ① 道路

新市の高速道路は、中国縦貫自動車道が新市の中央部を東西に通過し、広島都市圏や 阪神・九州地方へのアクセス\*道路として広く活用されており、三次 IC での自動車入出台数は、平成13年度で年間約 213 万台となっています。また、現在整備が進められている中国横断自動車道尾道松江線が南北に通る、山陰へのアクセスが容易になるほか、中国・四国を結ぶ本州四国連絡道路との接続により四国へのアクセスも高まることが想定されます。

このほかの幹線道路については、本地域の三次市を中心に陰陽を結び道路交通網が形成されています。特に、広島～三次～松江を結ぶ一般国道 54 号や三次～米子を結ぶ一般国道 183 号、尾道～三次～出雲を結ぶ一般国道 184 号、呉～三次～大田を結ぶ一般国道 375 号は圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしています。

#### ■新市の主な道路網



\* アクセス＝交通手段、交通の便。情報や物入手、利用する方法。

## ② 公共交通環境

公共交通のうち、鉄道については広島～三次～新見を經由し米子へ連絡するJR芸備線を中心に三次～福山を結ぶJR福塩線、三次～江津を結ぶJR三江線を有していますが、運行本数が少ない路線が多く、利用率も年々低くなっています。

このほか、バスについては、広島バスセンター発の高速バスが三次を經由し松江方面と米子方面に運行しています。また、主要な交通手段でもある路線バスは、過疎化にともない利用者の減少が進む路線が多く、平成14年の乗合バスの需給調整規制の廃止により、路線の休廃止が進んでおり生活交通の確保が大きな課題となっています。

## (7) 保健・医療・福祉

新市の医療施設については、一般病院が5施設、一般診療所が64施設あり、あわせて1,383病床を有しています。

公立三次中央病院(病床数350床、診療科目18科)が基幹病院としての役割を果たしています。その他の主な医療施設としては三次地区医療センター(病床数150床)、老人保健施設3か所などがあります。

高齢者福祉では、特別養護老人ホーム8か所(定員455人)などが設置され施設環境は県内でも高い水準にあります。今後は、これらの施設を有効に活用するとともに、ニーズに対応した在宅介護、介護予防の充実や、活動支援のための施策が望まれます。

児童福祉については、平成12年で28か所の保育所があり、全ての旧市町村に立地しています。少子化が進むなか、保育所の充足率は全体としてはほぼ充分であるといえますが、充足率が低い地域もあります。

### ■病院・診療所の施設数・病床数

(単位：施設、床)

病 院			一 般 診 療 所		
施設数	病床数	人口千人当たり病床数	施設数	病床数	人口千人当たり病床数
5	1,164	18.9	64	219	3.5

(注) 総人口は平成14年3月31日現在の住民基本台帳人口

(資料：平成13年医療施設調査)

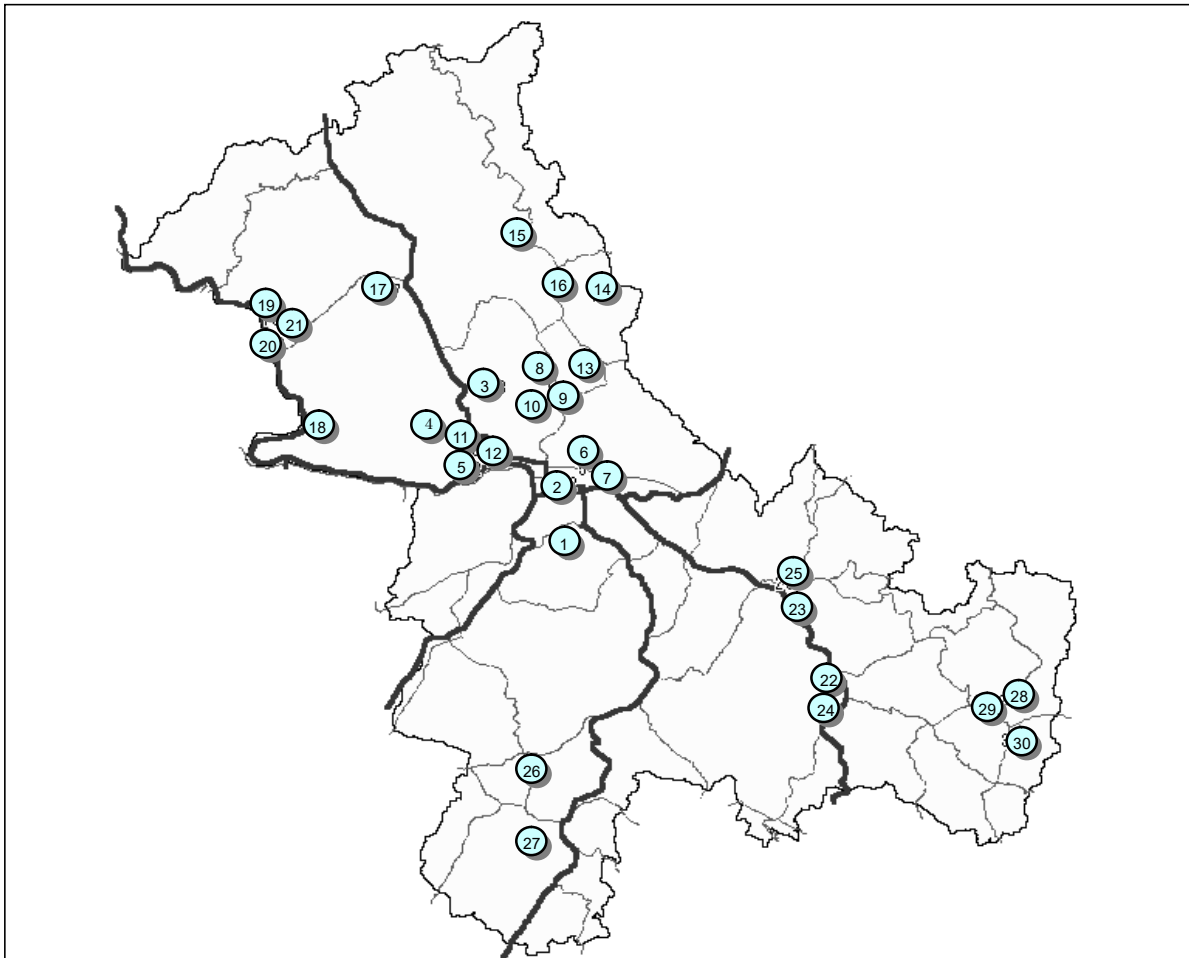
### ■特別養護老人ホーム・保育所

(単位：施設、人、箇所、%)

特別養護老人ホーム			保 育 所			
施設数	定員数	在所者数	箇所数	定員	対象者	充足率 (定員/対象者)
8	455	456	28	1,842	1,850	99.6

(資料：平成12年公共施設状況調査)

■医療・福祉施設



<p><b>【医療施設】</b></p> <p>1: 公立三次中央病院(三次)</p> <p>2: 三次地区医療センター(三次)</p> <p>3: ピハ-ラ花の里病院(三次)</p> <p>4: 三次病院(三次)</p> <p>5: 重症心身障害児施設子鹿学園(三次)</p>	<p>12: 特別養護老人ホームくるみ荘(三次)</p> <p>13: 第2ともえ学園(三次)</p> <p>14: 特別養護老人ホーム松柏園(君田)</p> <p>15: 医療保健センター(君田)</p> <p>16: 身体障害者施設ニューライフ君田(君田)</p> <p>17: 布野福祉公園(布野)</p> <p>18: 特別養護老人ホーム江水園(作木)</p> <p>19: 老人福祉センターせせらぎ(作木)</p> <p>20: デイサービスセンター(作木)</p> <p>21: 福祉保健センター(作木)</p> <p>22: 老人福祉センター(吉舎)</p>	<p>23: 特別養護老人ホームこじか荘(吉舎)</p> <p>24: 保健センター(吉舎)</p> <p>25: みらさか福祉センター(三良坂)</p> <p>26: 特別養護老人ホーム喜楽園(三和)</p> <p>27: 総合福祉センター(三和)</p> <p>28: 特別養護老人ホーム美山荘(甲奴)</p> <p>29: 老人福祉センター(甲奴)</p> <p>30: 知的障害者授産施設社会就労センターあらくさ(甲奴)</p>
<p><b>【福祉施設】</b></p> <p>6: 福祉保健センター(三次)</p> <p>7: 養護・特別養護老人ホーム水明園(三次)</p> <p>8: 養護老人ホーム慈照園(三次)</p> <p>9: 特別養護老人ホームルンビニ園(三次)</p> <p>10: ケアハウス菩提樹(三次)</p> <p>11: コーポみよし(三次)</p>		

## (8) 教育

平成 13 年の学校基本調査によると、幼稚園は4園で定員 231 人、小学校は 37 校で児童数 3,786 人、中学校は 12 校で生徒数 1,969 人であります。児童生徒数は過疎の進行により減少傾向が続くと予想され、地域内の小中高が連携した教育体制の充実が望まれています。

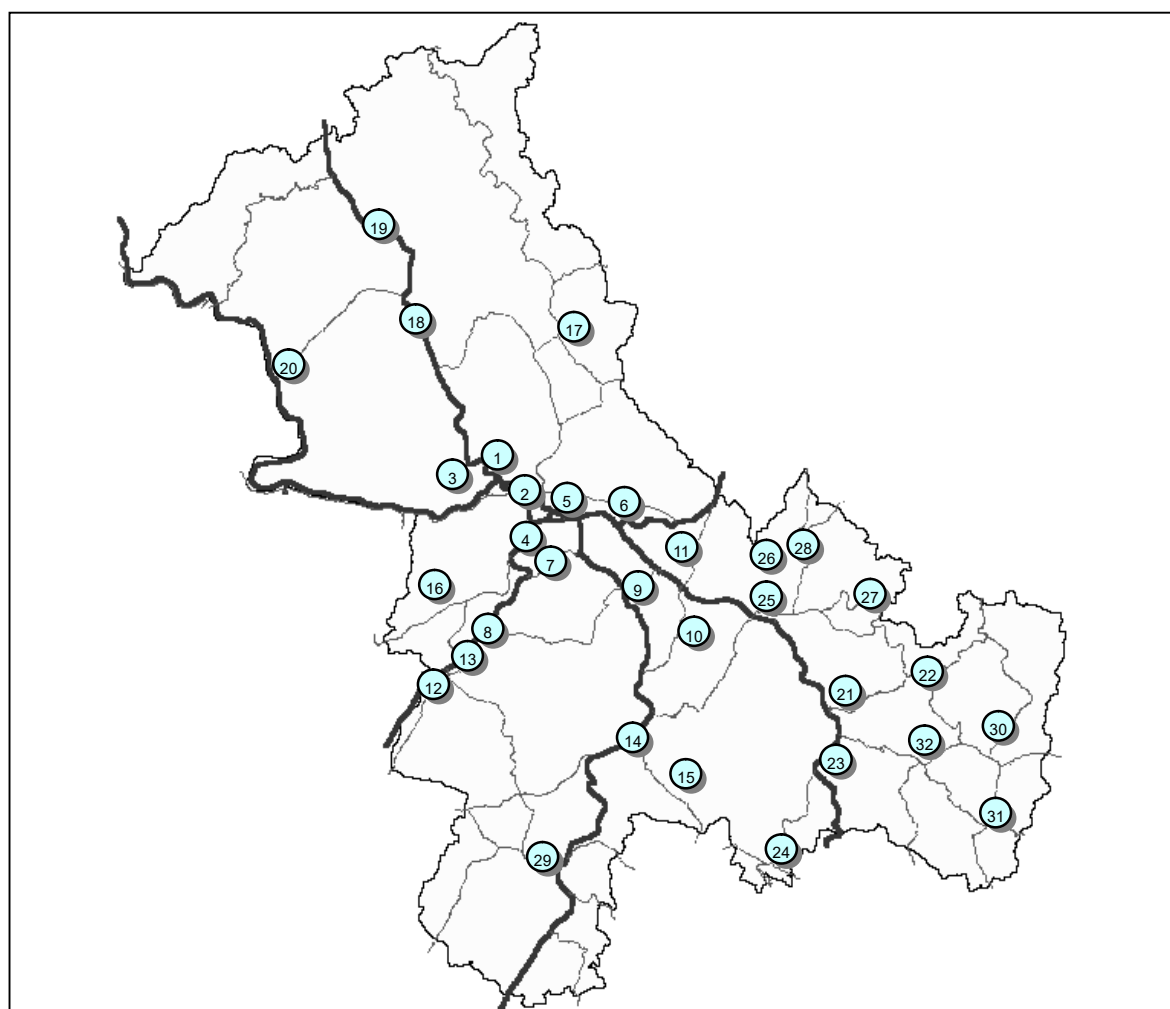
### ■幼稚園・小学校・中学校

(単位 : 箇所、人、%)

幼稚園			小学校			中学校		
箇所数	学級数	園児数	箇所数	学級数	児童数	箇所数	学級数	生徒数
4	14	231	37	216	3,786	12	68	1,969

(資料 : 平成 13 年学校基本調査)

### ■小学校 (平成 14 年4月1日)



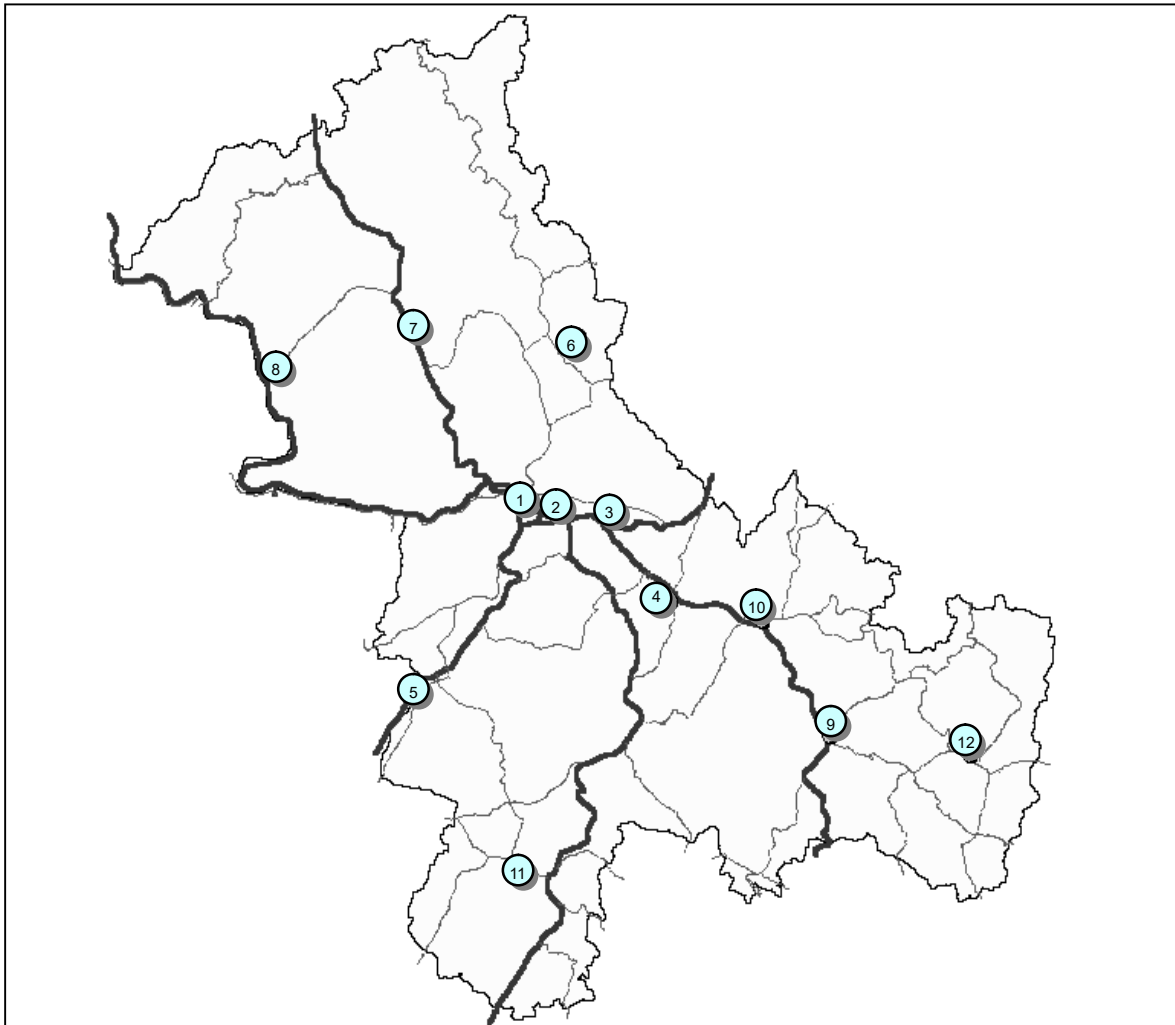
1: 河内小学校  
2: 三次小学校  
3: 三次西小学校  
4: 粟屋小学校  
5: 十日市小学校  
6: 八次小学校  
7: 酒河小学校  
8: 青河小学校

9: 神杉小学校  
10: 田幸小学校  
11: 和田小学校  
12: 川地小学校  
13: 志和地小学校  
14: 川西小学校  
15: 上田小学校  
16: 粟屋西小学校

17: 君田小学校  
18: 布野小学校  
19: 横谷小学校  
20: 作木小学校  
21: 吉舎小学校  
22: 安田小学校  
23: 八幡小学校  
24: 八幡小学校徳市分校

25: 三良坂小学校  
26: 三良坂小学校田利分校  
27: 灰塚小学校  
28: 仁賀小学校  
29: 三和小学校  
30: 甲奴小学校  
31: 小童小学校  
32: 宇賀小学校

■中学校（平成 14 年4月1日）



1: 三次中学校	4: 塩町中学校	7: 布野中学校	10: 三良坂中学校
2: 十日市中学校	5: 川地中学校	8: 作木中学校	11: 三和中学校
3: 八次中学校	6: 君田中学校	9: 吉舎中学校	12: 甲奴中学校

## 2 広域圏における位置づけ(県・広域圏計画における振興方向)

### (1) 県政中期ビジョン ひろしま夢未来宣言

目標：“活力と安心がある元気な広島県づくり”

- 歴史の転換期を迎え、本県が、21世紀に向けて新しい時代を切り開いていくため、“活力と安心がある元気な広島県づくり”を目標として掲げます。
- 「元気な広島県」とは、安心できる地域環境の下で、県民や企業などの様々な主体が、気力が満ちあふれ、いきいきと活動している、躍動感ある将来の明るい本県の姿を一言で表したものです。

#### <備北圏域における振興方向>

##### 現状・課題

- 備北圏域は高度経済成長の過程を通じて過疎化が拡大しましたが、近年は人口の社会減少に加えて自然減少が加速する状況にあります。また、一部の地域では高齢化比率が30%を超え、集落機能の崩壊が懸念される状況にあり、地域を支える若者の定着を図っていくことが課題となっています。
- 三次市、庄原市が圏域の中心都市としての機能を果たすよう、都市機能の集積に努めてきましたが、全体の人口規模等から機能集積は小さく、高度な都市機能などについては、広島圏域との連携が必要な状況にあります。
- 圏域内には県立大学や多くの試験研究機関が設置され、バイオ技術などの研究開発に取り組んでいます。
- 中国横断自動車道尾道松江線が完成すれば、山陰と山陽を結ぶ中継拠点として、既存の電子産業や県立大学といった機能を利用して高度化でき、中継拠点として、内陸型産業都市として発展する可能性があります。
- 東西・南北の交流の結節点となる三次市、庄原市を中心とする地域に、医療福祉機能、商業機能、流通を含めた産業基盤などを重点的に整備することにより、周辺地域との連携の下に、各種サービスを提供できる都市圏を形成することが必要となっています。

##### 振興方向

- 三次市、庄原市においては、多自然居住地域における生活圏の拠点として、圏域全体のニーズを踏まえて、基礎的な保健・医療・福祉、教育、文化、消費などの日常生活上の都市的サービス機能や身近な就業機会の確保を図ります。さらに、圏域内の農山漁村との間の交通、情報通信基盤の整備を図り、相互の機能分担と連携による地域の自立の基礎を形成します。
- 研究機能の集積を生かした研究開発機能の充実強化を図っていきます。
- 団塊世代などUターン者の受入体制を整備し、その経験や知識の活用を促進するとともに、在宅ビジネス(SOHO<sup>\*</sup>)など新しいライフスタイルを実現するための定住対策を推進します。
- 地域資源の活用やネットワーク化を図り、自然体験や自然学習など、中山間地域と都市との交流・共生を促進し、交流人口の拡大を図ります。
- 広域的な高速交通体系の整備を踏まえながら、集客力のある観光資源が連なった広域・周遊型観光ネットワークの形成を図っていきます。
- 南北方向の交通軸形成のため、中国横断自動車道尾道松江線の早期整備を推進します。また、JR芸備線や福塩線の輸送力向上を促進し、広島市や福山市との連携の強化、高次都市機能享受のための条件整備を推進します。

<sup>\*</sup> SOHO=Small Office Home Office の略。最も小規模なオフィスで在宅作業場のようなオフィスをいう。インターネットなどの進展で、家庭にいてもネットワーク・システムによるビジネスを展開することが可能となった。



## (2) 備北地域発展プラン

将来像：山陽と山陰を結ぶ拠点としての地域づくり・人づくり

- 備北地域が、交通の結節点としての拠点性を高め、中国山地の豊かな自然に抱かれた快適な居住空間を形成し、多彩な交流を育む地域をめざします。

### 発展の方向

1. 地域アイデンティティ※を活かした地域経済の維持・活性化
2. 住民すべてが感じられる安全・安心・快適な定住環境の創造
3. 多彩な地域資源を活かした交流基盤の充実

## (3) 備北広域市町村圏計画(ふるさと市町村圏計画)

将来像：21世紀に拓く備北・新生活創造圏

～豊かな備北の自然文化と多彩な交流を活かした自立と共生の圏域づくり～

- 圏域に住む住民が郷土への愛着と誇りをもち、地域特性やこれまで培ってきた地域の資産を活かしながら、時代の流れをふまえた新しい発想による多様なジャンルの有機的な連携・交流により、21世紀社会に自立した豊かな暮らしを創造できる圏域づくり

### リーディングプロジェクト※

1. 個性を活かした多彩な広域観光・交流のできる圏域づくり
2. 活力のあるコミュニティ社会を創造する圏域づくり
3. 圏域の研究機関を活かした産学官民の圏域づくり
4. 食と農の連携・交流による圏域づくり
5. 備北らしい豊かな教育のある圏域づくり
6. 多様なサービスを提供する情報通信基盤の整った圏域づくり
7. 個性豊かな備北文化を創造する圏域づくり

※ アイデンティティ＝人格における同一性。ある人の一貫性が成り立ち、それが時間的・空間的に他者や共同体にも認められていること。

※ リーディングプロジェクト＝計画における重点施策。ここでは備北圏域の地域振興にとって重要なテーマであり、これからの地域づくりの指針となる事業を指す。

### 3 新市に向けての課題

#### 広域化に向けた住民自治組織の強化

過疎高齢による集落機能の低下が農山村の大きな社会問題となっており、集落機能を維持するため、住民自治組織の再編・設立が進んでいます。

新たな地方分権の時代を迎えるこれからの社会では、住民が主体的に自らの地域を創造していくことが強く求められています。住民が参画し、行政との協働によるまちづくりの推進が一層重要になっています。

#### 新市内外の広域交流・連携の促進

新市は中国地方の広域交通網の結節点となる重要な位置にあり、今後、中国横断自動車道尾道松江線の開通を機に更に重要性は高まるものと思われます。今後、こうした地域の優位性を最大限に発揮し、人・もの・情報の広域交流拠点として新市内外の交流・連携による地域活性化を進めていくことが望まれます。

#### 地域の特色ある教育環境の充実

学校教育をはじめとする教育環境を充実させていくことは、重要な課題であり、市外からの定住促進や企業誘致を図るための必要な条件となっています。特に、基礎学力の向上、情報化・国際化に対応した教育の充実が望まれるほか、地域にある自然、歴史・文化、人材などの資源を有効に活用し、地域の良さを知り、地域に愛着をもつことのできる郷土学習を進めていくことが望まれます。

#### 地域の道路・交通環境の維持・確保

生活・経済・文化の活性化を図るうえで、道路・交通の環境を整えていくことが地域づくりの重要な施策となっています。

特に、公共交通については、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴い、民間バス事業者の不採算バス路線からの撤退や鉄道の減便が進んでおり、地域の移動手段であるこれらの公共交通の運行確保が大きな課題となっています。現在、町村で高齢者など誰でも安心して利用できる生活交通手段の確保策として巡回バス（福祉バスなど）の運行やタクシー券の交付などが実施されています。合併後は、生活交通手段の総合的な施策が必要となっています。

### 高齢社会に対応した総合的な福祉の充実

地域社会のさまざまな分野で高齢者を支え、高齢者が社会参加できるまちづくりが求められます。

特に保健・医療と連携した高齢者の介護予防・健康づくり、介護サービスなどを含めた生活支援、高齢者の生きがいづくりなどの施策の充実が望まれるとともに、これらの活動が円滑にできるよう地域の住民が高齢者を支える地域福祉体制の確立が必要となっています。

### 安心して産み、育てることができる子育て支援の充実

少子化・核家族化、共働き夫婦の増加が進むなかで、地域や家庭の子育て環境は変化してきています。保育ニーズの多様化や保護者の子育て不安が顕在化しており、こうした環境の変化に対応していくため、保護者に対する子育てサポートおよびケア体制の充実が必要となっています。

### 広域交流の中核都市としての都市基盤の整備

中国地方における東西南北の広域交流の結節点にあたる新市は県北地域だけでなく、中国地方内陸部の中核的機能をもった拠点都市としての役割が今後、高まってくるものと思われます。こうしたなかで高次な都市基盤として文化施設施設の整備、商業集積、利便性の高い交通機能の充実などを進めていくことが求められています。

### 農業などの既存産業の基盤強化と新産業の育成・支援

経済の低迷やグローバル化\*などにより、既存産業はいずれも厳しい状況にあります。新たな産業を切り開き、活性化につなげるとともに、既存産業の高度化を進め、21世紀に対応できる基盤づくりを進めていくことが必要となっています。

特に、農林業については、農産物の高付加価値化や6次産業化による収益性の向上、観光交流と連携した農業振興が進められている一方、担い手不足と農地・森林の荒廃が進み、自然環境の面からもこれらの保全管理が課題となっています。

\* グローバル化＝世界的な視野で取り組まれること。

### 地域資源を活かした観光交流ネットワークづくり

豊かな自然や歴史文化資源、道の駅などの交流施設を有効に活用し、観光交流の拡大を図り、農林業や商業などとの連携により、幅広い産業振興につなげていくことが望まれます。

そのため、地域資源を活かした広域ネットワークの形成や体験・滞在型の観光を推進する必要があります。

### 高度情報化社会に対応した情報通信基盤の充実

高度情報化社会への急速な進展により、情報通信技術は、日常生活のあらゆる分野に普及し、多様化してきています。こうした新しい情報化の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくために、高度情報通信基盤の整備による地域情報化の推進が求められています。

### 行財政改革による自治体組織の健全化

国・地方自治体とも厳しい財政状況のなか、新たな行政課題への対応など今後も財政負担の増大が見込まれ、一層の効率的な行財政運営が求められます。また、地方分権に対応した行政運営を推進していくため、事務事業の見直しや組織機構の再編の必要があります。

## 4 主要指標の見通

### (1) 人口

今後の新市の総人口を、国勢調査の各年における年齢別人口を基礎として推計すると、少子・高齢化や若年層の域外への流出などのため、更に減少することが予想されます。

したがって、合併を契機として、新たな産業振興施策による魅力ある就業の場の創出や子育て支援策などを強力に推進するとともに、快適な生活環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実などの総合的なまちづくりによって、若年層を中心とした定住を推進する必要があります。

そこで合併後これらの施策によって、人口の定着を促進することを前提に、新市の平成32年の将来人口を約61,000人とします。

なお、この推計値は合併後の施策の効果が平成22年以降に現れるものとして推計した結果です。

平成2～12年の人口推移と将来人口の推計結果

(単位 : 人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
0～14歳	11,279	10,307	9,135	8,543	9,174	10,019	10,186
15～64歳	38,508	36,604	35,080	34,205	34,051	33,735	33,581
65歳以上	13,770	15,991	17,420	17,507	17,172	17,660	17,517
総計	63,557	62,902	61,635	60,255	60,397	61,414	61,284

### (2) 世帯数

本地域の一世帯当たりの人員はかなり減少してきています。今後は少子化対策など施策の充実によって動きが緩やかになると推計されます。

世帯数

(単位 : 戸、人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
世帯数	20,355	21,167	21,910	21,911	22,369	23,175	23,570
世帯人員	3.12	2.97	2.81	2.75	2.7	2.65	2.6

### (3) 就業人口

就業人口は、過去の推移をふまえながら、新たな施策の実施、女性の就業の増大などを勘案し、平成32年の就業割合を人口の60%として、就業人口を約36,800人とします。

第1次産業は、経営をとりまく社会・経済の環境の変化や就業者の高齢化、後継者不足などにより、大幅な減少が予想されるが、地域の基幹産業としての発展を目指した支援策の展開を図り、平成32年時点では構成比11.4%、4,200人と推計します。

第2次産業は、近年、若干減少傾向にあるが、既存企業の活性化支援や企業誘致などによる振興策によって、新たな若年層の雇用の場を創出するものとし、平成32年時点では構成比30.0%、11,040人と推計します。

第3次産業については、広域の拠点としての交流活動の活発化を背景に発展するものとして平成32年時点では構成比58.6%、21,560人と推計します。

就業人口の推計

(単位 : 人、%)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
1次	就業者数	7,158	6,375	5,210	5,130	4,750	4,490	4,200
	構成比	20.5	18.6	16.1	15.2	13.8	12.6	11.4
2次	就業者数	10,839	9,914	9,205	9,780	10,330	10,690	11,040
	構成比	31.0	29.0	28.4	29.0	30.0	30.0	30.0
3次	就業者数	16,953	17,930	18,000	18,830	19,350	20,440	21,560
	構成比	48.5	52.4	55.5	55.8	56.2	57.4	58.6

# Ⅲ. 新市まちづくりの基本方向

## 1 新市まちづくりの基本目標

### みんなで創る緑の未来都市 <sup>ふるさと</sup> ～ 夢と元気があふれるまち

21世紀におけるまちづくりは、住民一人ひとりが主人公であり、誰もが「いきいき」と「安心」して暮らし、自らの郷土・歴史・文化を誇り、豊かな自然との共生をめざしたまちづくりを一層推進していく必要があります。

このようなまちづくりを進めるため、「元気な人づくり」、「元気な地域づくり」、「元気な産業づくり」を積極的に推進し、人・地域・産業・行政などの全ての力を結集して創る、21世紀をリードする「夢と元気があふれるまち」をめざします。

## 2 新市まちづくりの将来像

### 1 人々がふれあい輝く「自治のまち」

- ◎ 開かれた住民参画型のまちづくり
- ◎ 地域社会を構成する様々な人々と行政が連帯し、支えあう協働のまちづくり

### 2 美しい自然とともに健やかに安心して暮らせる「定住のまち」

- ◎ 住民生活の利便性・快適性を高めて、暮らしやすいまちづくり
- ◎ 保健・医療・福祉の地域トータルケアのまちづくり
- ◎ 美しい自然を、地域の住民と行政が一体となって守り育てる環境共生のまちづくり

### 3 豊かな心を育み知識を高める「文化の薫るまち」

- ◎ 誇りある地域文化が育つまちづくり
- ◎ 明日の時代を担う子どもたちが健全に育つ教育環境のあるまちづくり
- ◎ 生涯学習・起業教育などの多様な教育ニーズに対応したまちづくり

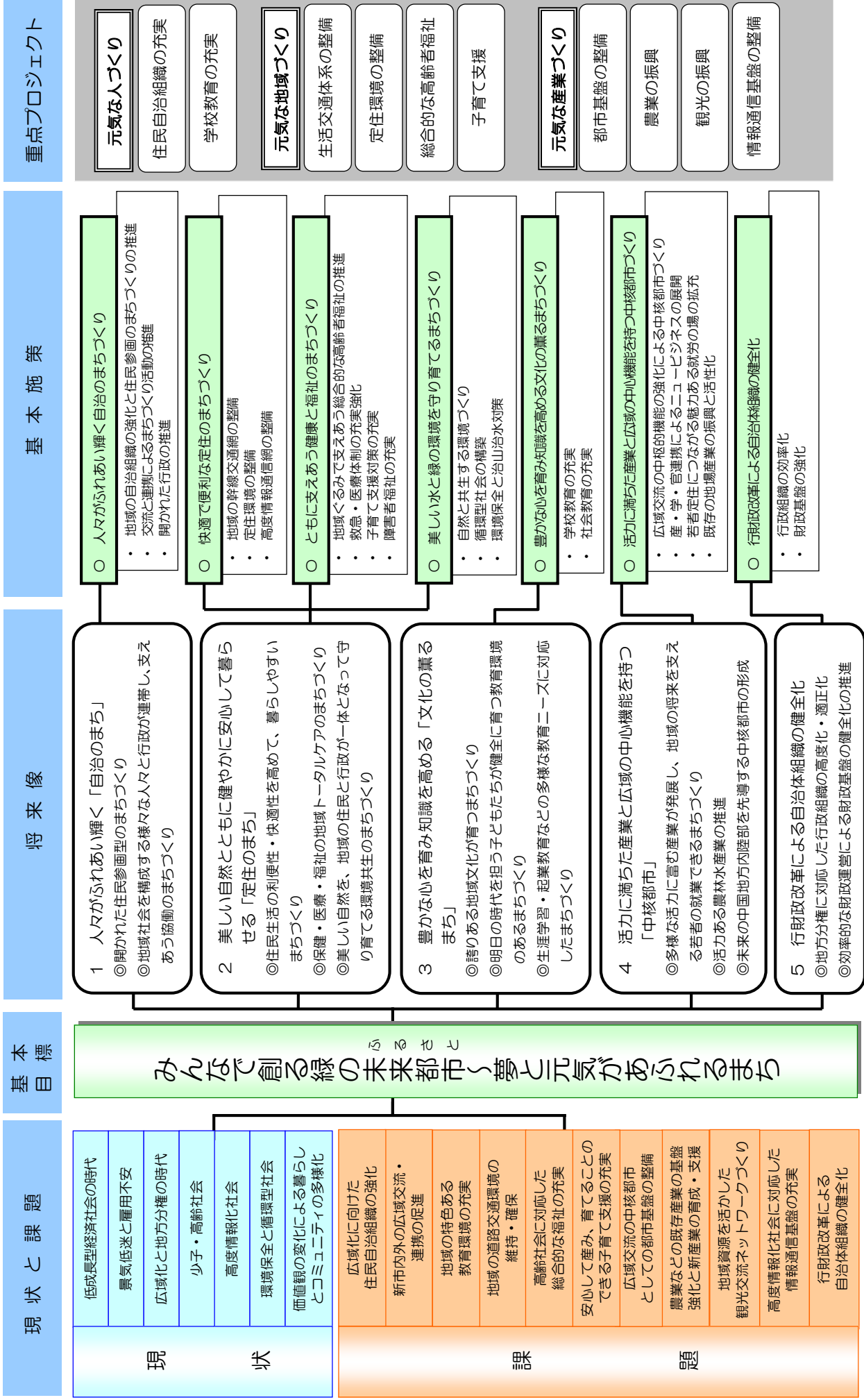
### 4 活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ「中核都市」

- ◎ 多様な活力に富む産業が発展し、地域の将来を支える若者の就業できるまちづくり
- ◎ 活力ある農林水産業の推進
- ◎ 未来の中国地方内陸部を先導する中核都市の形成

### 5 行財政改革による自治体組織の健全化

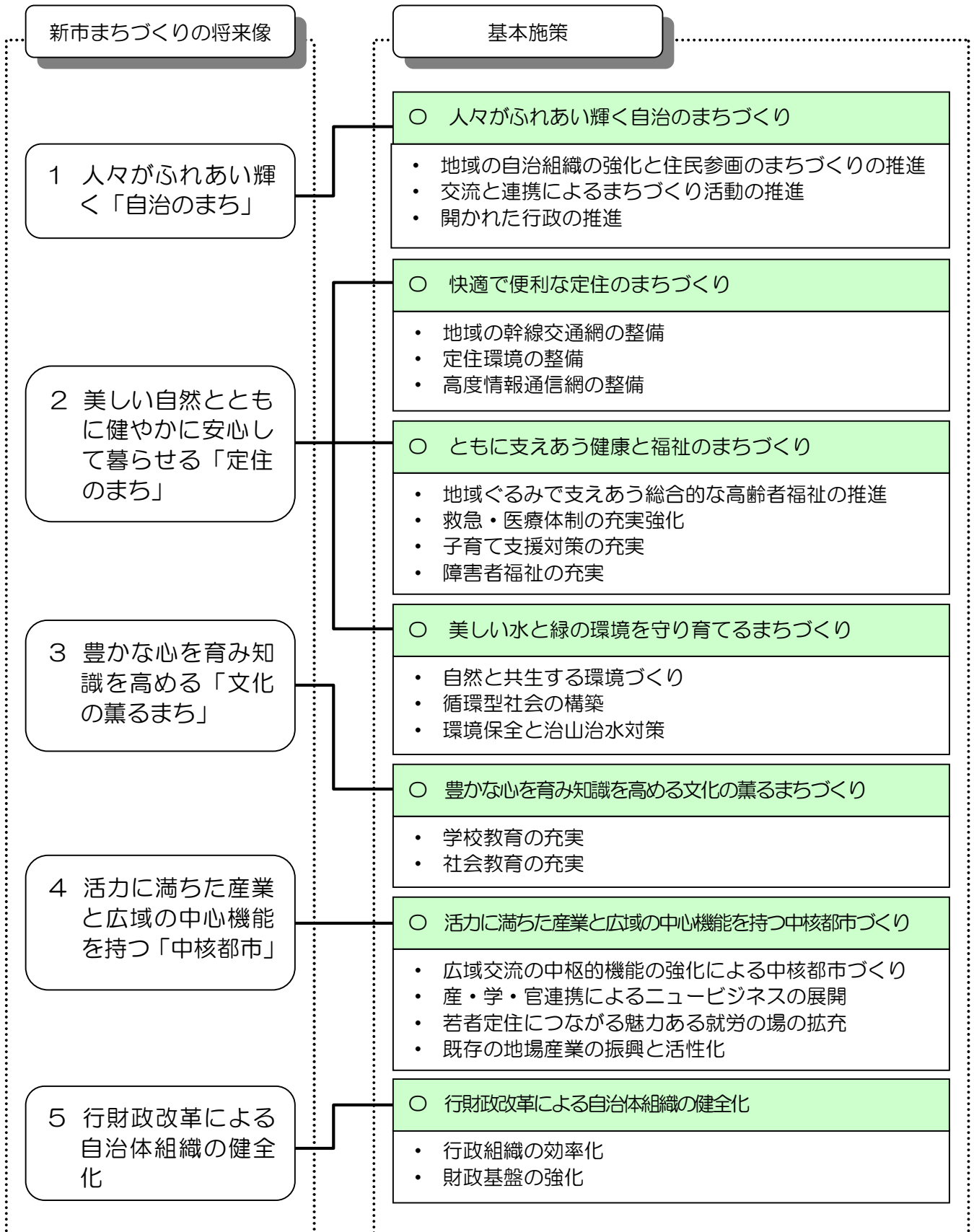
- ◎ 地方分権に対応した行政組織の高度化・適正化
- ◎ 効率的な財政運営による財政基盤の健全化の推進

新市まちづくり計画体系図





### 3 新市まちづくりの基本施策



## 人々がふれあい輝く自治まちづくり

過疎、少子・高齢化などにより、コミュニティの姿が急速に変化し、多くの市民に、高齢者の介護、子育て、産業の後継者不足などさまざまな不安が顕在化しています。こうしたなかで、市民一人ひとりが元気で夢のある生活を送れるまちをつくるためには、個々の市民が自立し、積極的に社会に参画することで、生きがいを持ち、自己実現ができる社会をつくる必要があります。このため、その起点となる各地域の住民自治活動を行政がサポートするとともに、情報公開を推進し、市民（自治組織・ボランティア組織など）と行政のつながりをつくり、協働によるまちづくり体制を充実させていきます。

## 快適で便利な定住のまちづくり

生活基盤の整備は、市民の日常生活に密着したテーマであり、全ての市民が日常生活において快適さ、便利さを享受でき、これからも住み続けたいと思える環境づくりを進めます。また、市外からも住んでみたいと思えるほど魅力のある質の高い生活空間を創造していくよう努めます。特に、高齢化が進んでいるという地域性をふまえ、高齢者が住みやすい居住環境や利便性の高い移動手段の確保などを進めていきます。

市民のライフスタイルの多様化に対し、さまざまな行政サービスを広域的に享受できる手段として、高度情報通信を使ったネットワークは重要であり、日常生活に密着した情報の受発信ができる環境整備を進めていきます。

## ともに支えあう健康と福祉のまちづくり

地域社会のあらゆる分野で、「自助」からはじめ「互助」と「公助」で支えあう環境づくりが大切です。このため、まちづくりの重要なテーマである保健・医療・福祉については市民が健康で毎日が送れるよう、日常的な健康管理や予防医療などの取り組みを進めます。また、高齢者や障害者が社会参加できるまちづくりの推進と子育て支援の充実に努めます。

## 美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくり

森林や川に囲まれた自然、農村景観といった地域の貴重な資源を守り育て、次の世代に継承していくことが市民の大切な役割であります。自然と共生した住環境の整備を進め、ごみの減量化や美化活動など日常生活の中で、市民が環境の大切さを認識し、保全活動に参加・協力できる社会のシステムの構築を図ります。また、具体的な環境保全活動を積極的に展開することで、内外に自然環境の大切さをアピールするまちづくりを推進します。

### 豊かな心を育み知識を高める文化の薫るまちづくり

子どもたちの学力向上を図り、個性豊かな人間性を養うとともに、郷土を知り、郷土に愛着をもつことができる教育や地域の教育力を高め開かれた学校づくりを推進します。また市民一人ひとりが可能性を広げ、自己実現ができるよう生涯学習を積極的に推進するとともに、地域文化が育つまちづくりに努めます。

### 活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ中核都市づくり

東西南北の交流の結節点である優位性を活かし、広域交流の中核都市として、人が交流し情報が流通する環境づくりを進めます。こうした環境を有効に活かし、産業・技術・交流の新たな可能性を切り開き、地域資源として内外へアピールし、活性化につなげることが発展の原動力であると考えます。

### 行財政改革による自治体組織の健全化

地方分権の推進により、行財政システムは、画一的な中央集権型のシステムから地方が主体性をもって行政施策が展開できる地方分権型のシステムへ移行しようとしています。これからは自主性、自立性を高め、地方分権を推進するための行政組織と効率的な財政運営を進めます。

## 4 土地利用構想～地域別整備方針

新市が、東西南北の交流の結節点であることを活かし、県北の中核都市として発展していくために、各地域の特性をふまえ、新市全体の視点に立った機能分担や連携を図り、有効かつ効果的な土地利用を進めます。

### (1) 地域構造形成の方向性

#### ① 広域交流の結節点であることを活かし、中国地方における広域連携の拠点形成と高次都市機能の集積

新市は中国地方の中心に位置し、道路交通網についても中国縦貫自動車道と現在、整備が進められている中国横断自動車道尾道松江線の結節点にあたり、中国地方の東西南北を結び、人・もの・情報など広域交流の拠点として、その重要性は高まっていくものと思われます。

新市では、この広域交流の結節点という優位性を活かし、中国地方の山陽地域、山陰地域など各地域との幅広いネットワークにより、さまざまな分野での相互連携を強化し、県北地域だけでなく、中国地方内陸部の経済・文化・社会を牽引する中核都市の形成を進めます。また、そうした中核都市として機能していくため、今まで以上に高次な都市機能の集積に努めます。

#### ② 地域の核となる拠点と中心部とのネットワークによる一体的かつ均衡のある発展

8の旧市町村で構成される新市において、旧市町村の拠点に位置する支所をベースに、教育・文化・スポーツ、保健・医療・福祉などの行政サービスが享受できるよう、高度情報通信網や道路交通網を整備し、新市の一体的かつ均衡ある発展を進めます。

#### ③ 豊かな自然との共生によるゆとりある多自然居住地域の創造

新市は面積の8割を森林が占め、豊かな自然環境に恵まれた地域であります。こうした地域の特性を活かし、自然のなかで都市的なサービスとゆとりある居住環境を享受できる多自然居住地域を創造していくことは、新市の魅力を高めるうえで大きなテーマであると言えます。

新市では、豊かな自然と共生した、ゆとりのある多自然居住地域をめざし、一体的な整備を進めます。

## (2) 土地利用と地域別整備方針

新市の効果的な土地利用を進めるため、生活機能と交流機能の面から整備方針を設定し、地域特性に応じた整備を図ります。

生活機能においては、各拠点整備と情報通信、交通ネットワークの形成を進めるとともに、交流機能においては、ゾーニングによる交流の機能分担と連携を図ります。

### ○ 生活機能

各地域の特性や役割に応じ、都市拠点・生活拠点を設定し、各拠点を中心に地域特性を活かした有効な土地利用を図るとともに、新市の一体となった総合的なまちづくりを推進していくため、交通及び情報通信のネットワークを形成し、都市拠点と生活拠点、生活拠点間の連携の強化を図ります。

また、都市拠点、生活拠点ごとの地域別整備方針を明らかにし、新市発展に向けた取り組みを進めます。

#### ① 拠点整備と地域別整備方針

##### ■ 都市拠点（三次地域）

新市の中心的拠点として、保健・医療・福祉、教育・文化、商業などの高度なサービスが受けられる都市機能の集積を図るとともに、交通・情報・産業・物流のターミナル拠点として、広島市など市外の都市圏とのネットワークを強化していきます。

また、工業団地とその周辺を、工業を中心とした新たな地域産業の発展の場としての産業拠点と位置付け、積極的に企業誘致・ニュービジネスの展開を図ります。

##### ■ 生活拠点（君田・布野・作木・吉舎・三良坂・三和・甲奴地域）

地域の生活サービスやコミュニティの中心拠点として、住民の日常生活に必要な保健・医療・福祉、教育・文化、商業などの身近なサービス機能の充実に努めるとともに、住民自治組織などの地域コミュニティ活動の活性化や地域の歴史文化の保存・継承などの中核的な役割を果たしていきます。

また、生活拠点ごとの地域別整備方針は次のとおりとします。

### ○ 君田地域

温泉保養とあわせた高齢者福祉（保養）としての機能を強化するとともに、障害者療護施設などを核に新市内外の障害者福祉の拠点として充実を図ります。また、森の泉・ふぉレスト君田を中心とした癒し（温泉）と体験交流を促進し、観光振興による地域産業の活性化を図ります。

○ 布野地域

三次地域への通勤者の居住を含めた、定住の場として、良好なアクセス環境を活かした住宅地などの整備を進めます。また、山陰方面への交流の窓口として、道の駅ゆめランド布野を拠点に観光農園、釣りなど自然をテーマにした多彩な交流を促進するとともに、交流資源として森林・農地の活用を図ります。

○ 作木地域

自然の中で高齢者にゆとりある生活空間を提供できる福祉の場として、高齢者集合住宅、特別養護老人ホームなどを活用した機能強化を図ります。また、江の川カヌー公園さくぎ、川の駅常清、ふれあい公園、常清滝、観光農園などの豊富な交流資源を活用し、森林と川のふれあいのある交流を促進します。

○ 吉舎地域

中国横断自動車道尾道松江線の開通による（仮称）吉舎ICの交通拠点性を活かし、生活拠点を中心とした住宅地などの整備により、定住促進を図ります。あわせて自然とふれあう交流の場として、とみしの里、いこいの森などを活用するほか、灰塚ダム周辺での交流・レクリエーション機能の強化を進めます。

○ 三良坂地域

生活拠点の整備や住宅地などの整備により、三次地域への通勤者の居住を含めた、定住促進を図るとともに、人権・平和・文化を発信する場として機能の充実を図ります。また、灰塚ダム周辺での交流・レクリエーション機能の強化を進めます。

○ 三和地域

豊かな農村景観を保全し、農業振興の場として都市との交流や6次産業化による、新しい農業の活性化を進めます。また、健康福祉施設の充実による福祉の場としての機能強化を図ります。

○ 甲奴地域

中国横断自動車道尾道松江線の開通による（仮称）甲奴ICの交通拠点性を活かし、生活拠点の整備による定住促進を図ります。また、文化交流施設である、ジミー・カーターシビックセンターの新市内外の利用増進に努め、文化振興の場としての機能の充実を図ります。

## ② ネットワークの形成

### ■交通体系

広域的な交通体系についてはJRの鉄道網をはじめ、中国縦貫自動車道を東西の連携軸とし、今後、開通が予定されている中国横断自動車道尾道松江線、地域高規格道路江府三次道路を南北の連携軸とした広域連携軸の、中国地方における東西南北を中継する結節点としての機能を高めます。

市内の交通体系については、山陰・山陽の主要都市を結ぶ国道を主体に、中心部である三次地域から各地域へ放射（都市拠点連携軸）及び環状（生活拠点連携軸）に結ぶ国道・主要地方道・県道などを幹線交通網とし、広域交通と地域内交通の結びつきを強化します。

### ■情報通信

新市において、本庁・支所及び各公共施設などを結ぶ地域イントラネットにより情報ネットワークを強化します。また、CATVにより地域の生活情報・農業情報などの受発信や情報化を進めていきます。

## ○ 交流機能

各地域の自然資源や歴史文化資源、交流施設などを結んだテーマ性の高いゾーンを設定し、地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図るとともに、各ゾーンの連携と機能分担により、市内を周遊できる体験・滞在型観光に向けたルートづくりを進めます。

### ■自然体験・保養交流ゾーン（君田・布野・作木）

神之瀬峡県立自然公園を中心とした自然との交流や江の川を活用した江の川カヌー公園さくぎなどの山と川の連携による体験交流など、自然とのふれあいによる交流を推進します。また、君田温泉森の泉での温泉による保養型観光を推進するとともに、道の駅ゆめランド布野などとの連携による癒しと憩いの交流を推進します。

### ■自然・食文化体験交流ゾーン（三次・吉舎・三和・甲奴）

三次ワイナリー、広島ふるさと村みわの里など自然味あふれる食材や農業体験を通じた農村文化の交流を推進するほか、とみしの里やいこいの森など自然とふれあうレクリエーション拠点として機能の充実を図ります。

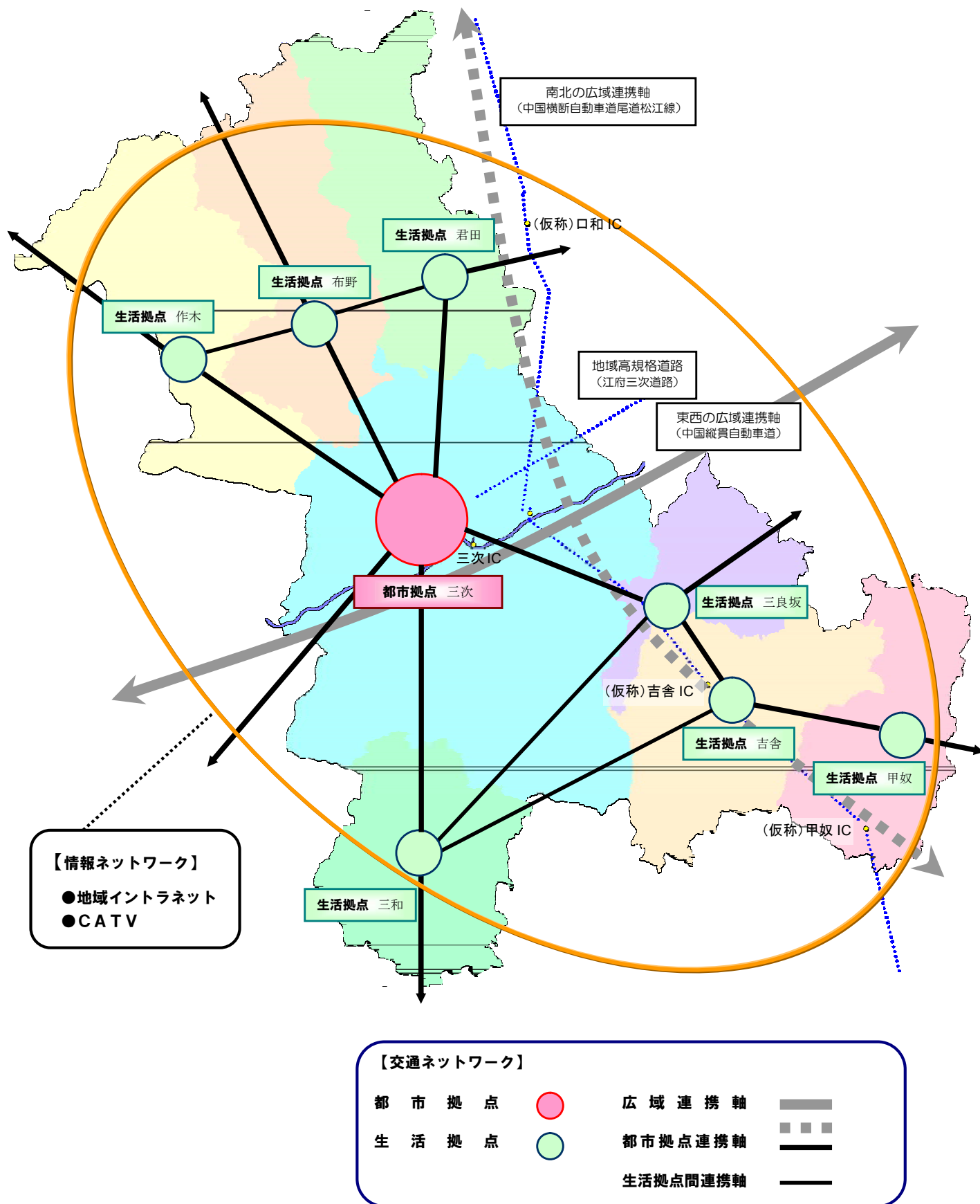
### ■歴史芸術文化体験交流ゾーン（三次・布野・吉舎・三良坂・甲奴）

みよし風土記の丘や（仮称）奥田元宋・小由女美術館などを中心に地域の歴史文化を幅広く情報発信し、歴史文化を通じた交流の拡大を図るとともに、新しい地域文化の創造と育成を進めます。

### ■灰塚ダム交流ゾーン（吉舎・三良坂）

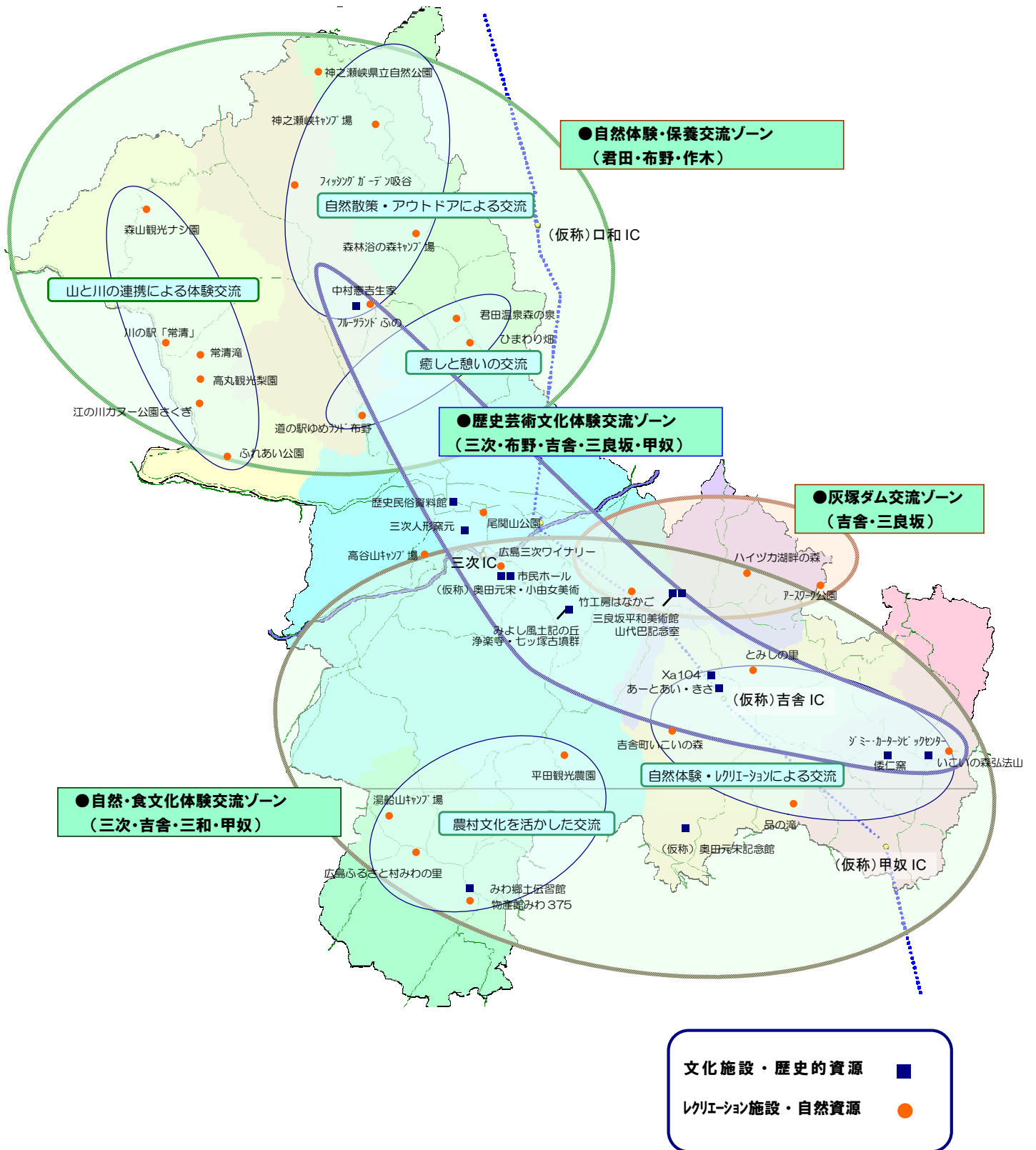
灰塚ダム周辺の交流拠点として、ハイヅカ湖畔の森などを中心に多彩な自然と文化の体験交流ができるレクリエーション環境づくりを推進します。

●ゾーニングマップ ① 【生活機能】





●ゾーニングマップ② 【交流機能】



## 5 計画の実施にあたって(まちづくりの展開方針)

### (1) 社会情勢の変化への柔軟な対応

国際化、高度情報化、少子・高齢化など急速に変化する社会情勢に柔軟に対応した施策の展開を図ります。

### (2) 新市発展の基礎となる施策の重点的展開

新市発展の基礎となる効果的な施策を重点的に展開するため、重点プロジェクトを計画して、新市のまちづくりを進めます。

### (3) 既存の計画や施策の発展

各市町村の総計画などは、住民の合意を得た計画であり、これらの計画や施策については財政にも配慮した調整を行い、住民の合意を得ながら計画的に実施します。

### (4) 地域の声を反映し、地域の自立を促す住民参画の仕組みづくり

情報公開を推進し、住民参画による地域づくり・まちづくりを進めます。特に、これからは住民自治活動の活性化や連携、相互支援やボランティア活動・NPO活動などを地域の健全な発展の柱として推進します。

### (5) 地域の特徴を活かし、独自性と活力を高める施策の展開

地域固有の資源や文化・産業・人材を活用、発展させ、地域の独自性を育て活力を高める施策を展開します。

### (6) 中核都市の形成にむけての総合的な施策展開と広域中枢機能・交流機能の強化

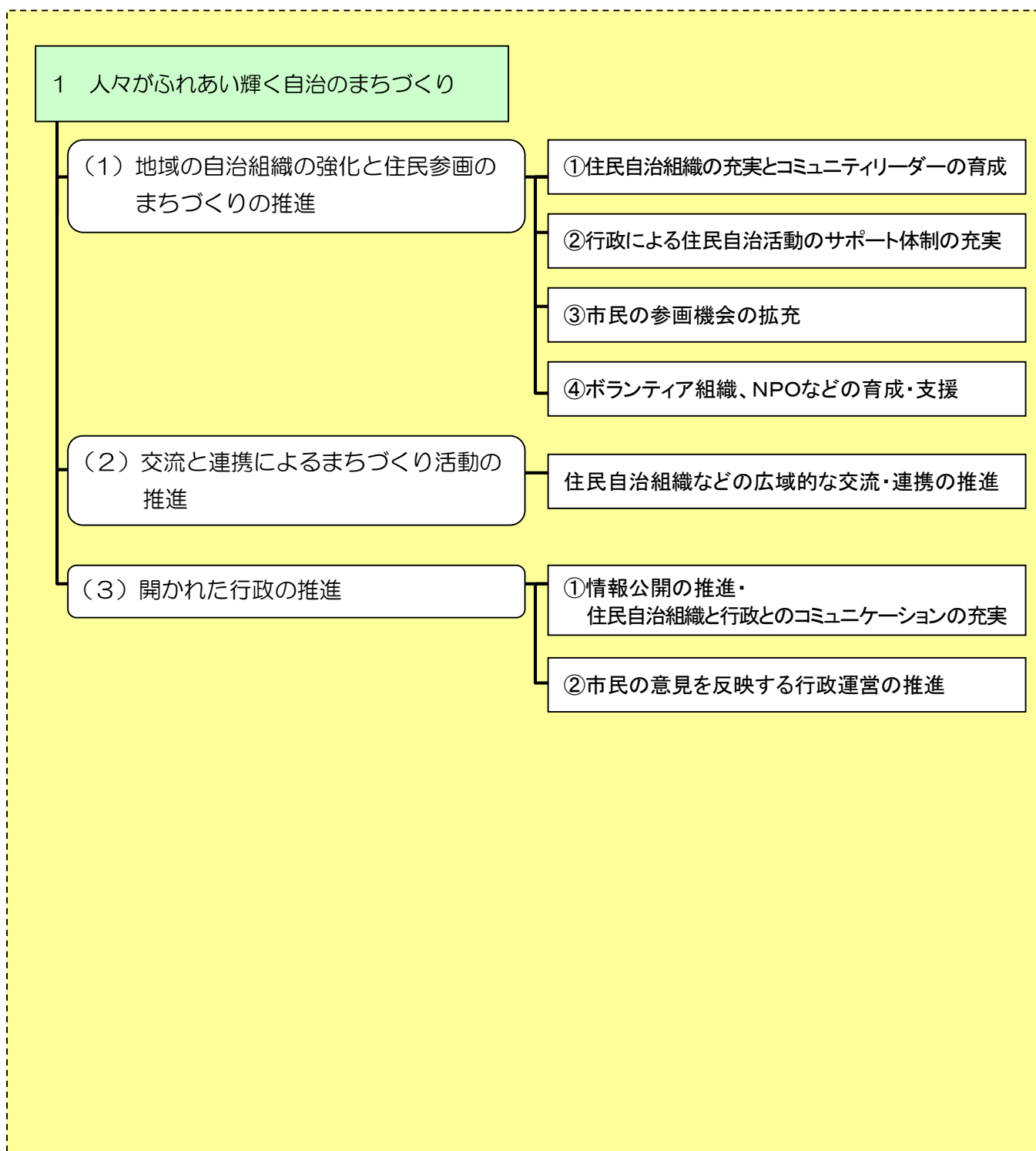
各地域の産業や人々の活力・知恵を結集する施策の展開によって新市全体の総合力を高め、新たな産業拠点、地域文化の発信と交流の拠点、魅力ある都市機能を整備して、将来の中国地方内陸部における中核的な都市の形成を図ります。

### (7) 合併による効果を活かし、発展させる施策の展開

行政基盤の効率化と財政基盤の強化を図り、総合的で効果的なまちづくりを展開します。

## IV. 新市まちづくりの基本施策

### 1 人々がふれあい輝く「自治のまち」



## (1) 地域の自治組織の強化と住民参画のまちづくりの推進

### ① 住民自治組織の充実とコミュニティリーダーの育成

集落機能が低下している地域特性をふまえ、集落においてコミュニティ機能・互助機能の維持確保ができる規模に集落（自治）組織を再編し、組織の設立や活動に対して地域振興基金を設置し支援することにより、地域住民の連帯感の強化を図ります。

地域住民が主体的に自治活動に取り組めるよう、公民館・集会所などの既存施設を活用するなど、自由に交流ができる拠点づくりを進め、均衡ある整備を図ります。あわせて地域をリードできるコミュニティリーダーの育成やコミュニティ意識の啓発（連帯感・自治意識の高揚）に努めます。

### ② 行政による住民自治活動のサポート体制の充実

地域の住民自治組織、ボランティア組織などの活動をサポートする機関として、本庁及び各支所に（仮称）「まちづくりサポートセンター」を設置します。

「まちづくりサポートセンター」では、地域の住民自治活動・ボランティア活動に関する情報を集約し、各組織間の連携・交流の促進、市民のまちづくりに対する研修・指導相談や人材育成などを行います。

### ③ 市民の参画機会の拡充

新市まちづくり計画に基づいた地域振興に対する市民の意見を求める機会として、旧市町村ごとに地域審議会を設置し、地域におけるまちづくりへの住民参画を推進します。特に、女性や青年層などのまちづくりへの参画機会を拡充します。

### ④ ボランティア組織、NPOなどの育成・支援

ボランティア活動やNPO\*活動に市民が積極的に参加し、取り組めるまちをめざし、ボランティア組織、NPOなどの立上げ支援や活動の相談体制を充実します。

また、住民自治組織にボランティア組織、NPOなどの活動に関する情報提供を図り、相互連携を深め、住民自治活動を補完できる環境をつくるとともに、住民のボランティア活動やNPOなどへの関心を喚起し、参加機会を拡大していきます。

---

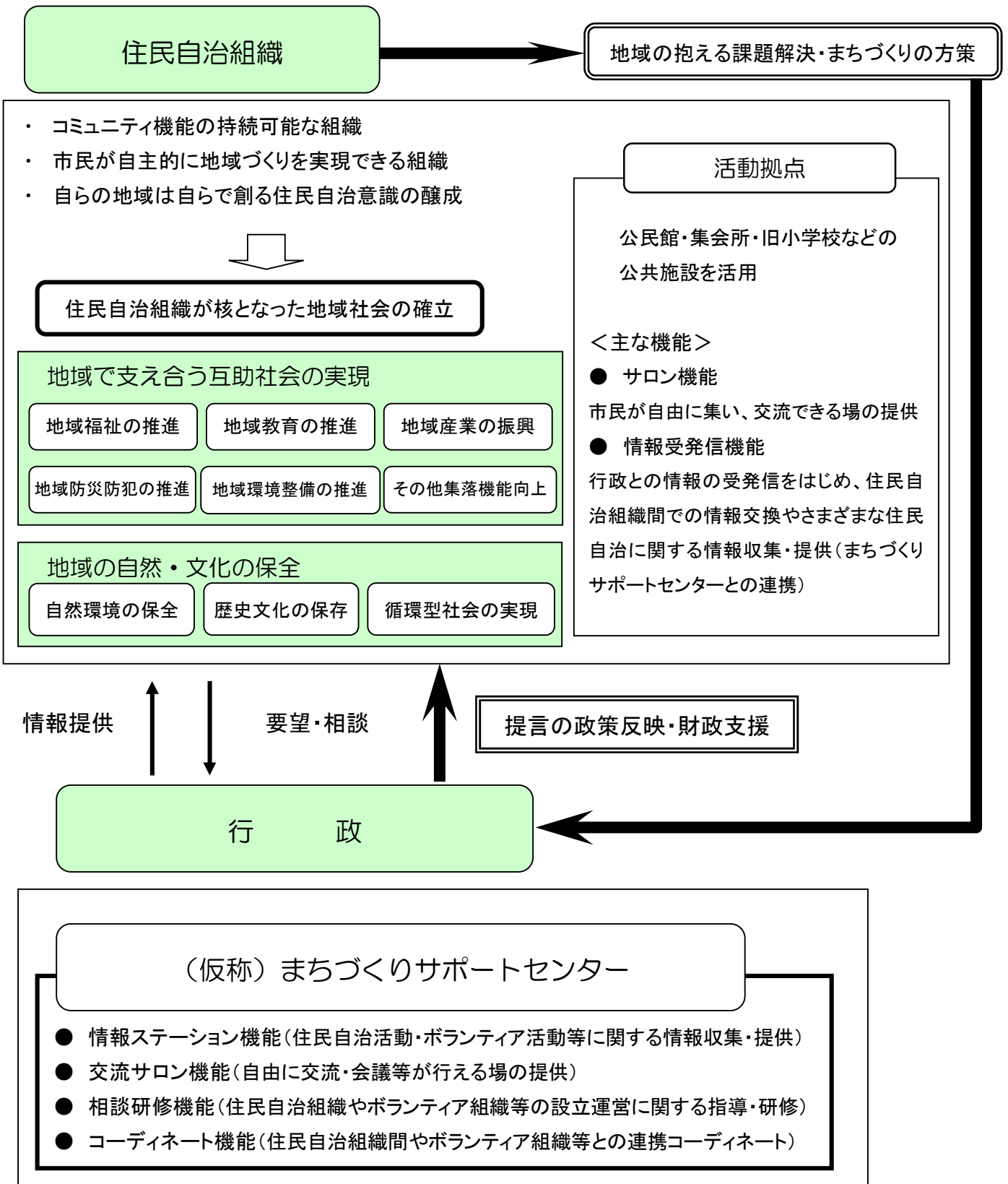
\* NPO=Non - Profit Organization の略。自主的、自発的に、福祉、人権、環境などの問題や発展途上国への支援などについて幅広い活動を展開する民間の非営利組織。1998年（平成10年）3月に「特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）」が制定されるなど、その枠組みづくりが始まっている。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①住民自治組織の充実とコミュニティリーダーの育成	地域コミュニティの再編や新しい住民自治組織の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の実情をふまえた住民自治組織の再編・設立</li> <li>地域振興基金の設置</li> </ul>
	住民自治組織の活動拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館、集会所等の既存施設の改修と活用</li> <li>集会所の整備支援</li> </ul>
	市民の自治意識の啓発とコミュニティリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自治活動・まちづくり活動の積極的な広報</li> <li>研修会の開催や自主研修への支援</li> </ul>
②行政による住民自治活動のサポート体制の充実	(仮称)まちづくりサポートセンターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自治活動・ボランティア活動等に関する情報機能、交流機能、相談研修機能等の充実と活用</li> </ul>
③市民の参画機会の拡充	地域審議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧市町村ごとに地域審議会の設置</li> </ul>
④ボランティア組織、NPOなどの育成・支援	ボランティア活動・NPOに関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)まちづくりサポートセンターによるボランティア活動・NPO活動に関する情報提供・相談</li> <li>ボランティア活動・NPO活動を紹介するガイドマップの作成</li> </ul>
	ボランティア活動の学習・体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザー等の専門的人材育成のための講座や研修機会の提供</li> <li>児童生徒を対象としたボランティア体験機会の拡充</li> </ul>

※ 地域別の主な事業は「主要市事業一覧表（地域別）」のとおり（以下、同じ。）

## ◎ めざすべき住民自治のまちづくり



## (2) 交流と連携によるまちづくり活動の推進

### 住民自治組織などの広域的な交流・連携の推進

住民自治組織の活動を推進していくため、(仮称)まちづくりサポートセンターが核となり、住民自治組織間の交流と相互連携を推進します。さらに、ボランティア組織、NPOなどのネットワーク化を図り、地域のコミュニティ活動を総合的にサポートする体制づくりを進めます。

また、市民同士が交流できる場づくりを進め一体感の醸成に努めます。

### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
住民自治組織などの広域的な交流・連携の推進	住民自治組織、ボランティア組織及びNPOなどの広域的なネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"><li>住民自治組織の連絡協議会の設立</li><li>(仮称)まちづくりサポートセンターを活かしたボランティア組織、NPO等のネットワークづくり</li><li>ボランティアコーディネーターの育成</li></ul>
	地域間交流・世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>地域間交流の場づくり、市民参画型イベントの実施</li></ul>

### (3) 開かれた行政の推進

- ① 情報公開の推進・住民自治組織と行政とのコミュニケーションの充実  
開かれた行政の取り組みとして、情報通信基盤（インターネット\*など）を有効に活用し、行政情報の公開を推進します。  
特に行政、公共施設及び地域の拠点施設を結ぶ情報ネットワーク網を構築し、市民への行政情報の提供や収集の利便性を高めていきます。  
また、市民が行政や他の地域と情報交換ができるよう、双方向による通信システムの構築を段階的に進めていきます。
- ② 市民の意見を反映する行政運営の推進  
広報公聴による市民との情報交換や市政懇談会などを活用し、市民の意見を反映する行政運営を行います。

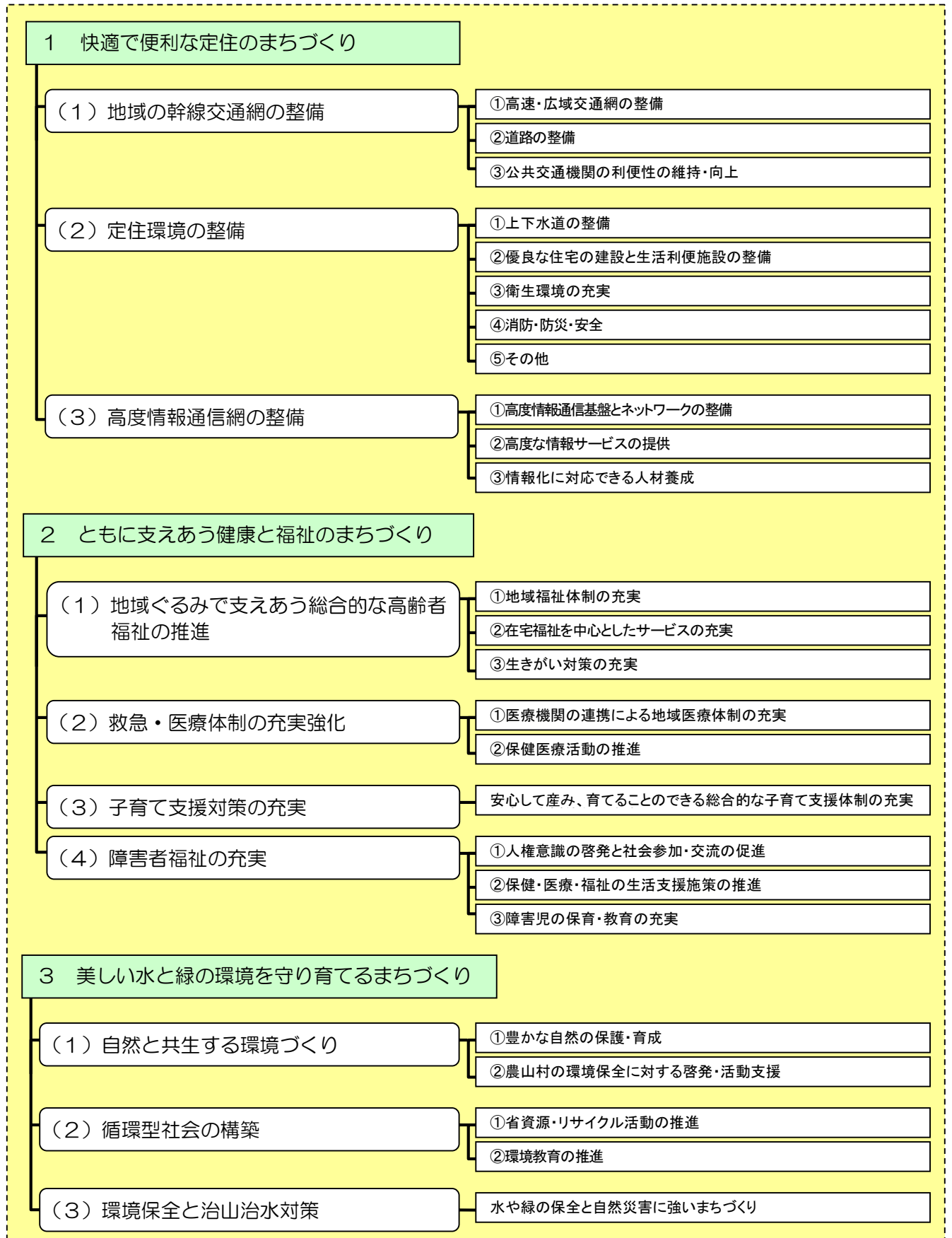
#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①情報公開の推進・住民自治組織と行政とのコミュニケーションの充実	行政と市民の情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>新たな情報通信システムを活用した情報公開</li><li>双方向による情報ネットワークの構築</li></ul>
	広報公聴機能の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>広報紙、各種刊行物の充実</li></ul>
②市民の意見を反映する行政運営の推進	多様な手立てによる意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"><li>市政懇談会・行政モニタリング・各種アンケート調査の充実</li></ul>

\* インターネット=コンピュータネットワークを相互につないださまざまな組織の世界規模のネットワーク。電子メールやホームページなどを利用して世界中の人々と情報交換を行うことができる。



## 2 美しい自然とともに健やかに安心して暮らせる「定住のまち」



# 1 快適で便利な定住のまちづくり

## (1) 地域の幹線交通網の整備

### ① 高速・広域交通網の整備

新市の重要な高速・広域交通網となる中国横断自動車道尾道松江線、地域高規格道路江府三次道路の整備を促進し、(仮称)吉舎 IC、(仮称)甲奴 IC、(仮称)口和 IC を活用した広域交流の促進を図ります。

### ② 道路の整備

地域の一体的な発展のため総合的な道路網の整備を進め、市内相互間や周辺都市との交流や連携が円滑に進むよう交通網の形成を図ります。

歩行者(自転車・電動三輪車など)の視点にたった歩道・通学路の整備や冬期の除雪など安全性の向上を図るとともに、地域に根ざした道路愛護運動などの取り組みを支援します。あわせて、生活道路の整備支援を行い、利便性の向上を図ります。

### ③ 公共交通機関の利便性の維持・向上

誰もが安心して利用できる生活交通手段として、民間バス事業者が運行している地域間の幹線交通バス、行政が運行(支援)する地域内運行バスを有機的に体系化し、利便性の高い効率的・効果的な交通システムを構築します。

鉄道については、JR芸備線・福塩線・三江線の運行を確保するため、利便性の向上を図るとともに、芸備線については高速化を促進します。

また、交通の結節点となる三次地域の位置を最大限に発揮していくため、バス・タクシーなどの道路交通と鉄道を有機的に結びつける、JR三次駅前の交通ターミナル\*機能の強化を図ります。

---

\* ターミナル=鉄道・バスの多くの路線が集中して、発着が行われる所。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要	
①高速・広域交通網の整備	高速道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国横断自動車道尾道松江線、地域高規格道路江府三次道路の整備促進</li> </ul>	
②道路の整備	国道・主要地方道・県道など幹線道路の改良整備	<p>(一般国道)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>183号(十日市)</li> <li>375号(三次町、日下、作木)</li> </ul> <p>(一般県道)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>梶田三良坂線(安田、羽場、梶田)</li> <li>太郎丸吉舎線(安田、黒鞆峠)</li> <li>新市三次線(西河内町小谷、西河内町大平山)</li> <li>下門田泉吉田線(櫃田、寺原)</li> <li>木呂田本郷線(木呂田)</li> <li>宇賀矢野線(広石～小童、峠)</li> <li>宇賀安田線(六宗)</li> <li>大津横谷線(森山西、横谷)</li> <li>香淀三次線(香淀)</li> <li>和知三次線(四拾貫)</li> <li>青河江田川之内線(青河)</li> <li>羽出庭三良坂線(三次市有原)</li> <li>糸井塩町線(大田幸)</li> <li>三次江津線(荒瀬)</li> <li>和知三次線(交通安全事業・畠敷)</li> </ul> <p>(主要地方道)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>吉舎油木線(梶田)</li> <li>甲山甲奴上市線(小童、本郷)</li> <li>三次庄原線(沖江、長田)</li> <li>三次美土里線(上旭、上村)</li> <li>広島三次線(郷原)</li> <li>世羅甲田線(羽出庭、上板木)</li> <li>府中世羅三和線(敷名)</li> <li>三次高野線(交通安全事業・西入君)</li> <li>吉舎油木線(交通安全事業・梶田)</li> <li>世羅甲田線(交通安全事業・羽出庭)</li> </ul>	
	(仮称)吉舎IC、(仮称)甲奴IC、(仮称)口和ICからのアクセス道の整備	(街路事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>巴橋粟屋線(三次町)</li> </ul>
		(県事業 一般県道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲奴インター線(広石)</li> </ul>

	市道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路上原願万地線（十日市東地区～三次町 願万地区）</li> <li>茂田櫃田線（全線）</li> <li>吉谷線（国道 54 号～横谷地区）</li> <li>作木室線（下作木地区～西野地区）</li> <li>海田原敷地線（国道 184 号～百合田店）</li> <li>長沢線（仁賀地区～灰塚地区）</li> <li>大力谷線（全線）</li> <li>政広線（宮部地区～上下町）外 134 路線</li> </ul>
	生活道の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道の改良・舗装の支援</li> </ul>
	安全な道路環境づくりと道路保全・美化の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者（自転車・電動三輪車等）の安全性を重視した歩道・通学路の整備や冬期の除雪</li> <li>広島県道路里親制度「マイロードシステム」の推進</li> </ul>
③公共交通機関の利便性の維持・向上	路線バス・鉄道の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間バス路線の利便性の高い運行システムの構築</li> <li>J R 芸備線の高速化の促進や福塩線・三江線の利便性の向上</li> </ul>
	受益者負担を考えた効率的・効果的な生活交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内を運行している生活交通バス（福祉バス等）をベースに既存の路線バス・鉄道との効率的・効果的な運行体系の構築</li> <li>基幹病院等への交通手段の検討</li> </ul>
	交通ターミナル機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>J R 三次駅周辺整備</li> </ul>

## (2) 定住環境の整備

### ① 上下水道の整備

上下水道については、限られた財源を有効に活用するため、地域の状況に即した整備を図ります。

上水道は、簡易水道事業などにより、安全で良質な水が確保できる環境づくりを進めます。

下水道などは、地域の特性や住民意向との調整を図りながら、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置補助事業などを計画的、効率的に進めるほか、合理的な処理施設の管理を行います。

また、適切な時期に料金体系の見直しを行い、上下水道とも健全な事業運営を図ります。

### ② 優良な住宅の建設と生活利便施設の整備

定住促進を図るため、廉価で優良な住宅や宅地を提供するとともに、公営住宅・特定優良賃貸住宅・バリアフリー※住宅・定住促進住宅など高齢者から若年層まで、定住者のニーズに応じた住宅（集合住宅）の整備を進めます。また、公園・広場などの生活基盤の整備により、便利で魅力のある生活の場づくりを進めます。

### ③ 衛生環境の充実

し尿については、収集区域の拡大にともない、処理施設の整備を進めます。

ごみについては、収集区域の再検討と集積所の整備を推進し、処理体制の充実と分別収集の徹底に向けた啓発活動を推進します。同時にごみの減量化、再資源化を推進し、排出量の削減を進めます。また、広域化・老朽化にともなう処理施設の整備を進めます。

産業廃棄物については、県と連携して、排出事業者に対して排出量の抑制と減量化を積極的に働きかけていきます。

### ④ 消防・防災・安全

地域防災計画を策定し、危機管理体制を充実させるとともに、広報や防災訓練などにより市民の防災意識の高揚を図ります。また、新市の河川防災の中核となる水防センターを整備し、一体性の速やかな確立を図ります。

消防については、各地域の消防団の再編・統合と非常時における自主防災体制を確立するとともに、消防防災施設の整備を進めます。また、備北地区消防広域行政組合による市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。

---

※バリアフリー＝障害がないこと。特に高齢者、身体障害者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くこと。

## ⑤ その他

交通安全対策として、安全教育、交通指導による交通安全意識の高揚を図ります。あわせて、防犯意識の高揚や消費者からの苦情・相談体制の充実など安全なまちづくりに努めます。また、老朽化している旧市町村の火葬場（斎場）を統合し、新しい施設の整備を進めます。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①上下水道の整備	上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道整備（三次）</li> <li>簡易水道整備（君田、作木、吉舎、三良坂、三和、甲奴）</li> <li>水源確保の支援</li> </ul>
	下水道などの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道整備（三次、三良坂）</li> <li>農業集落排水整備（三次、三和）</li> <li>特定環境保全公共下水道整備（布野、吉舎、三良坂、甲奴）</li> <li>特定地域生活排水処理整備（三次、君田、布野、三和）</li> <li>合併処理浄化槽設置補助</li> </ul>
②優良な住宅の建設と生活利便施設の整備	定住者のニーズに応じた住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者定住につながる住宅の整備</li> <li>中心市街地へのアクセスが良好な郊外型住宅地の整備（家庭菜園ができる住宅地等）</li> <li>高齢者向けバリアフリー住宅の整備</li> </ul>
	公園・広場などの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・広場等の整備</li> </ul>
	個人住宅の建設支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設促進支援の検討</li> </ul>
③衛生環境の充実	し尿・ごみ処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理施設の整備</li> <li>ごみ収集区域の再検討とごみ集積所の整備</li> <li>ごみ処理施設の整備</li> </ul>
	分別収集の徹底とごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別収集に関する啓発活動の推進</li> <li>生ごみ処理機の購入支援</li> </ul>
	産業廃棄物の適切な処理体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出業者への排出量の抑制・減量化の指導</li> <li>処理業者への適切な処理とリサイクル推進の指導</li> </ul>
④消防・防災・安全	防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災計画の策定と避難路や避難場所を示した防災マップの作成</li> <li>危機管理体制の充実</li> <li>消防団の統合・再編と消防防災施設等の整備</li> <li>水防センターの整備</li> <li>常備消防の全域出動体制の確立</li> </ul>
	市民の防災意識の高揚と自主防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報活動、防災訓練による防災意識の高揚</li> <li>地域の自主防災組織の充実</li> </ul>
	消防・救急・救助体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>備北地区消防広域行政組合による市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化</li> </ul>
⑤その他	交通安全意識・防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全教育等による交通安全意識の高揚</li> <li>防犯組織の育成・活動による防犯意識の高揚</li> </ul>
	安全な消費生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者からの苦情・相談体制の充実</li> </ul>
	火葬場（斎場）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬場（斎場）の整備</li> </ul>

### (3) 高度情報通信網の整備

#### ① 高度情報通信基盤とネットワークの整備

情報化社会に対応した新市の情報通信ネットワークとして、本庁と支所・学校・公民館などの公共施設を結ぶ地域イントラネット<sup>※</sup>を整備するほか、CATV<sup>※</sup>事業などを含めた高度情報通信基盤を整備し、インターネットなどが利用できる環境づくりを進めます。

#### ② 高度な情報サービスの提供

地域イントラネットの整備により、市民がいつでも手軽に、電子申請や公共施設の予約などの公共サービスが受けられる環境をつくります。

また、CATV などを利用し、生活情報を中心に教育・福祉・農業など住民ニーズに対応した情報の受発信ができるシステムを構築し、利便性を高めていきます。

#### ③ 情報化に対応できる人材養成

情報化が進むなか、だれでも手軽に情報通信ができるよう、講習会などを開催し、情報機器の操作や情報ネットワークの活用方法が学べる場を提供していきます。

#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①高度情報通信基盤とネットワークの整備	地域イントラネットの整備	・ 本庁と支所、公共施設を結ぶ地域イントラネットの整備
	CATVの整備	・ 市民の利便性の向上を図る CATVの整備
②高度な情報サービスの提供	地域イントラネットによる公共サービスの向上	・ 電子申請や施設予約など公共サービスの受発信ができるシステムの構築
	多様な生活情報サービスの展開	・ CATV 等をベースにした多分野にわたる生活情報の受発信
③情報化に対応できる人材養成	情報活用能力の向上	・ IT講習会等の開催

※ 地域イントラネット＝市町村等一定の地域内の教育、行政、福祉、防災等の情報化を図るため、役所・公民館・学校施設などの公共施設を光ファイバー網で結んだ高速の地域公共ネットワーク網。

※CATV=Cable Television の略。有線テレビジョン放送のこと。地上波テレビ放送の難視聴地域の解消を目的に生まれたが、近年は地域番組や行政情報チャンネル、インターネット接続サービス、CATV 電話などの登場に伴い、地域の情報通信基盤としての期待が高まっている。

## 2 ともに支えあう健康と福祉のまちづくり

### (1) 地域ぐるみで支えあう総合的な高齢者福祉の推進

#### ① 地域福祉体制の充実

高齢者が住みなれた地域で自立して生活が送れるよう、住民自治組織などを中心とした高齢者を支える体制づくりを推進し、「自助」からはじめ、「互助」と「公助」で支え合う環境をつくります。

また、保健・医療・福祉の関係機関の相互連携を推進し、保健・医療・福祉が一体となった総合的なケアシステムを構築します。

#### ② 在宅福祉を中心としたサービスの充実

介護サービスの拡大に備え、在宅介護サービスの充実（在宅介護支援センターの充実、ホームヘルパーの人材育成など）を図るとともに、福祉施設のネットワーク化や住民ニーズに対応した施設の整備と介護サービスの質の向上に努めます。

また、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、訪問相談の充実や集合住宅の整備など環境づくりを推進します。

#### ③ 生きがい対策の充実

高齢者が自由に立ち寄り、ふれあい・交流のできる場づくり（ふれあいサロンなど）と地域のコミュニティ活動やボランティア活動に幅広く参加でき、生きがいを感じる環境づくりを進めます。



## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①地域福祉体制の充実	高齢者を支える地域福祉体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自治組織と保健・医療・福祉の関係機関や社会福祉協議会等が連携した地域ケア会議の設置</li> <li>保健・医療・福祉の総合的な相談窓口の設置</li> </ul>
	ボランティア組織・NPOなどのネットワーク化と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)まちづくりサポートセンターとの連携によるサポート体制の確立</li> </ul>
②在宅福祉を中心としたサービスの充実	在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護支援センター(基幹型・地域型)の運営体制の充実</li> <li>ホームヘルパーの人材育成・確保</li> <li>高齢者の健康管理システムづくり</li> </ul>
	施設福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信網を活用した福祉施設の相互利用システムの構築と住民ニーズに対応した施設等の整備</li> <li>デイサービス・ショートステイサービスの充実</li> </ul>
	各種介護サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の連携による質の高い介護サービスの推進</li> </ul>
	リハビリテーションを中心とした医療ケア体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関との連携による機能回復訓練の実施</li> </ul>
	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員等による訪問相談活動の充実</li> <li>高齢者集合住宅等の整備</li> </ul>
③生きがい対策の充実	健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり・介護予防活動の推進</li> </ul>
	高齢者のふれあい・地域コミュニティ活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自治活動拠点等を活用したふれあいの場づくり</li> <li>地域老人クラブの育成</li> <li>生涯学習等への高齢者の人材活用</li> <li>地域間・世代間交流の推進</li> </ul>
	社会参加・就業機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センター等を核とした就業機会の拡充</li> <li>高齢者の社会参画サポートシステムの構築</li> <li>ボランティア活動の推進</li> </ul>

## (2) 救急・医療体制の充実強化

### ① 医療機関の連携による地域医療体制の充実

医療機関の相互連携を強化し、住民ニーズに対応できる地域医療体制の充実を図ります。さらに、高度情報通信を活用した保健・医療・福祉の情報ネットワークを構築することにより、総合的な保健・医療・福祉サービスの向上を図ります。

また、へき地での適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の充実を図ります。

### ② 保健医療活動の推進

広島県の「健康ひろしま21」計画にのっとり、健康に関する意識の啓発、健康診査の実施、栄養指導などによる生活習慣病の予防活動を推進し、市民一人ひとりの健康づくりをサポートします。特に、高齢者の予防医療の充実による疾病の早期発見・早期治療を推進します。

また、医療事故、食中毒、感染症などに対応できる体制の充実を図ります。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①医療機関の連携による地域医療体制の充実	医療機関の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の連携強化による救急医療体制の充実</li> </ul>
	救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格救急車の配置</li> <li>救急救命士の育成</li> <li>備北地域消防広域行政組合による救急搬送体制の充実</li> </ul>
	保健・医療・福祉の情報ネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健診情報など保健・医療・福祉の情報ネットワークの構築</li> </ul>
	へき地医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>へき地医療従事者の確保・施設環境の充実</li> </ul>
②保健医療活動の推進	健康づくりの推進、予防医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査の充実</li> <li>栄養指導等による生活習慣病に対する予防活動の推進</li> <li>健康スポーツ活動の推進</li> </ul>
	医療事故などに対応できる体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療事故、食中毒、感染症等に対応できる体制の充実</li> </ul>
	こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置・充実</li> </ul>

### (3) 子育て支援対策の充実

安心して産み、育てることのできる総合的な子育て支援体制の充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、多様化する保育ニーズに対応できる体制の充実（乳幼児保育・延長保育・病後児保育・障害児保育など）を図ります。

総合的に子育て支援ができるよう、子育て支援センターを拠点に保育所・行政・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・福祉ボランティア組織などと連携した子育てサポート体制の充実を図ります。

また、保護者の子育て不安や児童虐待・ひきこもりなど、こころの問題をケアできる相談体制の充実を図ります。

さらに、地域・学校・児童館などが連携し、子どもが地域の人とふれあい、総合的な子育てのできる環境づくりを進めます。

#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
安心して産み、育てることのできる総合的な子育て支援体制の充実	保育ニーズに対応できる体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児保育・延長保育・病後児保育・障害児保育等の充実と施設の整備</li> </ul>
	子育て支援センターを核とした総合的な子育て支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の子育ての拠点となる子育て支援センターの設置</li> <li>育児サークルの育成・支援の充実</li> <li>母子・父子家庭の支援の充実</li> <li>子育てヘルパーの育成</li> <li>地域・学校・児童館等が連携した子育て体制の充実</li> </ul>
	保護者のこころのケア・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談窓口の拡大・充実</li> <li>児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応及びケア体制の充実</li> </ul>

## (4) 障害者福祉の充実

### ① 人権意識の啓発と社会参加・交流の促進

ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念と人権意識の高揚を図るとともに、障害に対する理解と認識が深められるよう啓発活動を推進します。また、障害者の社会参加や交流ができる場の拡大を図ります。

### ② 保健・医療・福祉の生活支援施策の推進

保健・医療・福祉の連携により障害者の社会的自立を促進するとともに、生活・就業における自己決定と自己実現を支える施策を推進します。

### ③ 障害児の保育・教育の充実

保健・医療・福祉と教育の連携により、成長過程の各段階に応じた療育体制の充実を図ります。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①人権意識の啓発と社会参加・交流の促進	ノーマライゼーションの理念と人権意識の高揚	・ 障害に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動の充実
	社会参加の促進	・ 地域活動・文化活動等への参加による交流機会の拡大
②保健・医療・福祉の生活支援施策の推進	保健・医療・福祉の連携による社会的自立の促進	・ 障害者・障害児施設等を中心とした福祉サービス体制の強化 ・ 障害者に対する相談体制の充実・強化
	生活・就業における自己決定と自己実現を支える施策の推進	・ 雇用情報の提供 ・ 就業相談窓口の設置
③障害児の保育・教育の充実	成長過程の各段階に応じた療育体制の充実	・ 障害児保育の充実 ・ 学校のバリアフリー化の推進

<sup>\*</sup> ノーマライゼーション=どのような障害を持つ人でも特別視することなく、社会に生活する個人として一般の社会に参加し、行動が出来るようにすべきという考え方。

### 3 美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくり

#### (1) 自然と共生する環境づくり

##### ① 豊かな自然の保護・育成

地域の貴重な財産である豊かな自然を保護・育成するため住民意識の高揚を図り、市民・行政・森林組合などが一体となった環境保全活動を推進します。特に、自然環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに、市民の主体的な緑化・美化活動を推進します。

市民が集い自然と親しめる公園などを整備し、市民相互の交流を深め、一体感の醸成に努めます。また、保護活動を実施する団体とともに、不法投棄などの監視・調査体制の充実を図ります。

##### ② 農山村の環境保全に対する啓発・活動支援

農地や森林のもつ水源かん養機能など公益的役割に対する理解を深めるため、生産調整水田などを活用した体験学習や森林ボランティアなど、市民や都市住民の体験活動に取り組み、環境保全に対する活動につなげていきます。

また、自然保護活動に取り組むボランティア組織・NPOなどとの協力や活動の支援を行います。

#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①豊かな自然の保護・育成	自然保護・育成に対する住民意識の啓発と環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に対する住民意識の啓発</li> <li>市民の自主的な清掃活動の推進・支援</li> <li>自然環境に配慮した計画的な土地利用の推進</li> <li>市民の主体的な緑化・美化活動の支援</li> <li>自然保護活動団体の支援</li> </ul>
	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾関山公園整備等(県事業)</li> <li>公園施設整備(神之瀬峡県立自然公園)(休憩施設、駐車場整備、歩道整備)</li> </ul>
	自然環境の監視・調査体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>パトロール等によるごみの不法投棄防止策の充実</li> </ul>
②農山村の環境保全に対する啓発・活動支援	農山村のもつ公益的機能など役割のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地や森林を活用した体験学習、ボランティア活動の推進</li> </ul>
	自然保護活動に取り組むボランティア組織・NPOなどとの協力や活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林保護ボランティア等との協力や活動の支援</li> </ul>

## (2) 循環型社会の構築

### ① 省資源・リサイクル活動の推進

循環型社会の構築をめざし、市民・企業・行政が一体となった総合的な省資源・リサイクル活動を推進するため、環境問題に対する意識啓発を促進します。

### ② 環境教育の推進

市民一人ひとりが地球環境にやさしいまちづくりを進めるよう、学校・家庭・職場・地域などで体験型の環境教育を推進します。

### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①省資源・リサイクル活動の推進	省資源・リサイクル活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>省資源・リサイクル活動の推進</li><li>資源物回収を行っている団体等への支援</li></ul>
②環境教育の推進	環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>学校・地域等が連携した体験型環境教育の推進</li></ul>

### (3) 環境保全と治山治水対策

#### 水や緑の保全と自然災害に強いまちづくり

豊かな森林や河川を守るため、生活排水処理対策の実施による河川の水質保全に努めるほか、森林の水源かん養機能向上のため、広葉樹林の育成や人工林などの間伐を推進します。また、自然災害の未然防止を図るため、河川の整備、土石流危険渓流、急傾斜地などの治山治水対策を推進します。

#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
水や緑の保全と自然災害に強いまちづくり	河川の水質保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水処理施設の整備</li> </ul>
	河川の整備	(県事業) (一級河川) <ul style="list-style-type: none"> <li>江の川水系国兼川(和知)</li> <li>江の川水系馬洗川(吉舎)</li> <li>江の川水系北溝川(十日市南)</li> </ul>
	治山治水対策の推進	(県事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>通常砂防事業作木川(大谷)</li> <li>地すべり対策(陰地、二反田、二井殿)</li> <li>急傾斜地崩壊対策(門田上、桜谷)</li> </ul>
	里山景観整備のための広葉樹林の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な造林や保育の推進</li> </ul>

### 3 豊かな心を育み知識を高める「文化の薫るまち」

#### 1 豊かな心を育み知識を高める文化の薫るまちづくり

##### (1) 学校教育の充実

①教育内容の充実

②施設環境の整備・活用

##### (2) 社会教育の充実

①生涯学習の振興

②スポーツ活動の推進

③芸術・文化の振興

④社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と  
管理運営の効率化

⑤人権教育の推進

⑥男女共同参画社会の推進



## (1) 学校教育の充実

### ① 教育内容の充実

保護者や地域と連携し、開かれた学校づくりを進めます。特に、課題となっている児童生徒の基礎学力の定着向上をめざし、学習カリキュラムの充実や教職員の研修を推進します。

郷土に対する理解と郷土愛を深め、自ら考える力を養うことができるよう、地域資源や人材を活かした体験学習・郷土学習などの実践や各学校の特色を活かした総合的学習の取り組みを推進します。

また、児童生徒の幅広い人間関係を培うために、学校間の交流を推進します。このほか、情報化・国際化社会に対応した教育を推進するため、教職員の資質の向上を含めた教育内容の充実とともに、人権・平和に関する教育内容についても充実を図ります。

### ② 施設環境の整備・活用

老朽化の進む学校施設の整備水準の均衡を図るため、計画的な大規模改造などや情報化に対応した情報通信基盤の整備などにより、教育環境の向上と充実を図ります。

また、余裕教室を地域活動に活用するため施設の改修・開放を進めます。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①教育内容の充実	地域に開かれた学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民への学校情報の提供</li> <li>地域と一体となった子どもに関する相談・指導体制の確立</li> </ul>
	基礎学力の定着向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定校等による基礎学力の定着向上に向けたカリキュラムの研究開発</li> <li>読書活動の推進（読解力の向上）</li> </ul>
	教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎学力の定着向上に向けた教職員研修の充実</li> </ul>
	総合的学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動など体験機会の拡充</li> <li>地域資源・人材を活かした体験学習・郷土学習の充実</li> <li>自然環境を活用した環境教育の充実</li> </ul>
	情報化・国際化教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信を活用した教育の充実</li> <li>教職員の情報活用能力の向上</li> <li>AET（ALT）学習の充実</li> </ul>
	多様な学校間交流・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模校を中心とした学校間交流の推進</li> <li>圏域内の高等学校・広島県立大学・三次看護専門学校など高等教育機関との連携強化</li> </ul>
	障害児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態に応じた適切な指導と教育内容の充実</li> </ul>
	人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習内容の充実</li> </ul>
	就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金制度の拡充</li> </ul>
②施設環境の整備・活用	情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報機器等の整備</li> <li>地域イントラネットや heiwa ネット等を活用した教育内容の充実</li> </ul>
	学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設等の整備（耐震調査、大規模改造、改築等）</li> </ul>
	余裕教室の開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動や生涯学習への開放</li> </ul>

## (2) 社会教育の充実

### ① 生涯学習の振興

既存の生涯学習プログラムの充実を図るとともに、学習ニーズに対応できる機会や内容の充実へむけ、地域で行われている学習プログラムや人材、団体などに関する情報ネットワークを構築し、相互の利活用を促進します。

また、生涯学習を推進するリーダーやグループなどを育成するとともに、技術をもった人材や生涯学習により身につけた知識・技術を活かす機会づくりを進めます。

このほか、市民の生涯学習・スポーツ活動の相互交流機会を充実させ、一体感の醸成やより豊かな生涯学習の環境づくりにつなげていきます。

### ② スポーツ活動の推進

市民の健康増進と交流につながるスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者や活動団体・ボランティアの育成を行い、幅広いスポーツ活動を推進します。

また、新市におけるスポーツ活動のレベル向上につなげていくため、各種スポーツの全国大会やプロスポーツなどの開催・誘致を推進します。

### ③ 芸術・文化の振興

地域文化の形成をめざし、文化財の調査・指定、保存・データベース化を推進するとともに、伝統芸能の継承を進めます。

また、広域的な文化活動に関する情報・人材・団体のネットワークづくりと広域的な文化活動・交流の拠点となる市民ホールや（仮称）奥田元宋・小由女美術館、（仮称）奥田元宋記念館などの整備を進め、文化活動への参加と交流を通して、市民の一体感の醸成に努めます。あわせて既存美術館などとのネットワークを構築し、芸術・文化の振興を図ります。

### ④ 社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と管理運営の効率化

文化施設・スポーツ施設などの有効活用を図るため、ネットワークづくりや計画的な整備を進め市民の活用を促進します。また、管理を委託するなど施設の効果的・効率的な運営を推進します。現在の図書館ネットワークシステムについては、更に充実を図り蔵書の有効活用に努めます。

### ⑤ 人権教育の推進

人権に関する正しい認識を深め、啓発活動を積極的に推進します。

### ⑥ 男女共同参画社会の推進

家庭生活、地域社会などあらゆる分野で男女が互いを尊重し、自己実現をめざす取り組みを総合的、計画的に推進していくため男女共同参画プランを策定し、男女が共に参画し責任を分かちあうことができる社会をめざします。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①生涯学習の振興	生涯学習プログラムの推進と指導者のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習プログラムの内容の充実</li> <li>学習プログラムや人材等に関する情報ネットワークの構築</li> </ul>
	指導者の育成・確保と知識・技術をもった市民の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習を推進するリーダーや団体・グループの育成・支援</li> <li>知識・技術を活かせるボランティア活動の情報提供・コーディネート</li> <li>知識・技術をもった市民を登録できる人材バンクの設立と学校教育・生涯学習の場での知識・技術の活用</li> </ul>
	相互交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習・スポーツ活動の交流ができる機会づくり</li> </ul>
②スポーツ活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者や団体・ボランティアの育成</li> <li>各種スポーツの全国大会やプロスポーツ等の観戦機会の拡充</li> </ul>
③芸術・文化の振興	文化財の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の調査・指定、保存</li> <li>文化財のデータベースの作成</li> <li>文化財ガイドマップの作成</li> <li>生涯学習等への文化財の活用</li> </ul>
	伝統芸能の保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の状況にあわせた伝統芸能の保存・継承</li> </ul>
	情報・人材・団体のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化活動に関する情報収集・提供システムの構築</li> <li>自主的な文化団体、サークル活動のリーダーの育成・確保</li> </ul>
	文化活動・文化交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化活動の展示・発表及び多彩な鑑賞ができる市民ホール、(仮称)奥田元宋・小由女美術館、(仮称)奥田元宋記念館等の整備</li> <li>芸術文化の振興にむけた芸術鑑賞機会の拡充</li> <li>既存美術館等とのネットワークの構築</li> </ul>
④社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と管理運営の効率化	文化施設・図書館・スポーツ施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化施設・図書館・スポーツ施設等の広域的な利用システムの構築</li> <li>みよし運動公園等の整備</li> <li>図書館ネットワークシステムの充実</li> <li>公民館・文化施設・スポーツ施設の有効利用と整備</li> </ul>
	管理運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理委託</li> </ul>
⑤人権教育の推進	人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動の推進</li> </ul>
⑥男女共同参画社会の推進	あらゆる分野における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画プランの策定</li> <li>家庭生活、地域社会等における男女共同参画の促進</li> <li>学校教育・社会教育を通じた啓発活動の推進</li> </ul>

## 4 活気に満ちた産業と広域の中心機能を持つ「中核都市」

### 1 活気に満ちた産業と広域の中心機能を持つ中核都市づくり

(1) 広域交流の中核的機能の強化による  
中核都市づくり

都市機能の集積

(2) 産・学・官連携によるニュービジネス  
の展開

産・学・官の連携体制による総合的なニュービ  
ジネスへの取り組み

(3) 若者定住につながる魅力ある就労の場  
の拡充

若者定住につながる魅力ある就労の場の拡充

(4) 既存の地場産業の振興と活性化

①農林水産業の振興

②工業の振興

③商業の振興

④観光の振興

## (1) 広域交流の中核的機能の強化による中核都市づくり

### 都市機能の集積

備北広域生活圏の中心拠点として、都市機能を高めるため、生活・産業・文化・行政などの施設の集積やJR三次駅周辺の整備など、快適で魅力ある都市基盤の整備を進め、活力と賑わいを創出し、市民の一体感の醸成に努めます。

あわせて、若者の人口流出を抑え定住を促進するため、魅力のある文化・娯楽施設など都市サービス機能の充実を図ります。

地域の生活拠点における道路・上下水道・公園・広場などの整備を進めるとともに、交通ネットワークの強化や支所の改修・整備などの住民の日常生活に必要なサービス機能の充実とサービス水準の均衡を図ります。

また、住民自治組織やのコミュニティ活動などの活性化や地域の歴史文化の保存・継承などにより、地域の一体性の向上と新市全体の発展をめざします。

### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
都市機能の集積	中心市街地の都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者に魅力のある文化・娯楽施設など都市サービス機能の充実</li> <li>・ 個性ある商業ゾーンの形成</li> <li>・ JR三次駅周辺整備</li> <li>・ 新庁舎の整備</li> <li>・ 既存庁舎の改修</li> <li>・ 公園・緑地広場の整備</li> </ul>
	地域の生活拠点の整備と利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活環境の整備等</li> <li>・ 交通ネットワークの強化</li> <li>・ 支所の改修</li> <li>・ 公園・緑地広場の整備</li> <li>・ 中心集落機能強化対策</li> </ul>

## (2) 産・学・官連携によるニュービジネスの展開

### 産・学・官の連携体制による総合的なニュービジネスへの取り組み

農業部門の6次産業化や産・学・官の連携により、地域資源を活かした新産業の創出を促進するため、企業・教育機関・研究機関・行政の連携体制を確立します。また、多様な業種の連携の機会を促す産業情報システムの構築を図ります。

今後、ニュービジネスとして発展していく可能性の高い情報・福祉・環境分野などの企業誘致や起業支援を進めます。

### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
産・学・官の連携体制による総合的なニュービジネスへの取り組み	地域資源を活かした新産業の創出	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口機関の設置による企業・教育機関・研究機関・行政の連携体制の確立</li><li>・ 農業の6次産業化の推進</li></ul>
	企業の誘致・起業支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報・福祉・環境分野等の企業誘致の促進</li><li>・ 起業家への融資制度の拡充</li></ul>

### (3) 若者定住につながる魅力ある就労の場の拡充

#### 若者定住につながる魅力ある就労の場の拡充

若者の定住を促進するためには魅力ある就労の場が必要であり、産・学・官が連携して魅力ある企業の誘致・育成を図ります。また、UIJ ターンを促進するため、積極的な情報発信と受け入れ体制の充実を図り、時代のニーズに適應した技能が身につけられるよう支援します。

#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
若者定住につながる魅力ある就労の場の拡充	魅力ある企業の誘致・育成	・ 情報・福祉・環境分野等の企業の誘致・育成
	UIJ ターンの促進	・ UIJ ターン希望者への情報提供と情報収集窓口の設置
	時代のニーズに適應した職業訓練の支援	・ 技能修得等に対する支援



#### (4) 既存の地場産業の振興と活性化

##### ① 農林水産業の振興

活力ある農林水産業をめざし、意欲ある担い手の育成・支援と生産基盤の充実を図ります。

農業については、高齢化や担い手不足により荒廃する農地を守るため、集落農場型農業生産法人や認定農業者など経営戦略に優れた企業的経営体を育成し、安定した生産体制と経営の多角化・高度化を図ります。

担い手への農地の利用集積とともに、Iターン・Uターンなど新規就農者に対する支援の充実を図ります。

生産性の高い農業をめざし、JAなどと連携し、果樹、野菜などについて特産化を図るとともに、高付加価値作物の開発と産地化を進め、地産地消の取り組みや都市住民との交流による農産物(特産品)の販売など新たな販売網の拡充を進めます。

畜産業については規模拡大により、酪農の振興を図るとともに、広島牛の産肉能力を高め肉用牛の振興を図ります。

林業については、森林の荒廃を防ぎ、健全な間伐・育林を促進するため、森林の公益的機能の視点にたった維持・保全活動を推進するとともに、都市住民との関わりをもちながら森林の多面的な活用について検討していきます。また、林道については、整備水準の均衡を図っていきます。

水産業については付加価値を高めた製品開発などにより特産化を推進します。

##### ② 工業の振興

優れた広域交通条件を活かし、経済の動向にあった新しいビジネスや技術導入ができるよう、地場産業を育成・支援するとともに、新規企業の立地促進と工業拠点の形成を進めます。

また、ゼロエミッション<sup>\*</sup>など環境に対する企業姿勢が問われるなか、環境へ配慮した企業への支援を検討していきます。

##### ③ 商業の振興

備北広域生活圏の中心商業地区として三次地域の商業集積を図り、市外から吸引力のある商業拠点を形成することにより、新市の一体性の速やかな確立を図ります。

また、各地域の生活基盤となる商店街の活性化を促すため、より地域生活に密着した商業づくりや交流と連携した販売促進を図ります。

---

<sup>\*</sup>ゼロエミッション=廃棄物や排ガス・排水・排熱の自然界への排出(エミッション)をなくすこと。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・排熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすこと。

#### ④ 観光の振興

新市にある観光資源の魅力を高めるため、各地域にある観光交流施設を充実させるとともに、これらのネットワーク化を図り魅力ある観光地の形成をめざします。

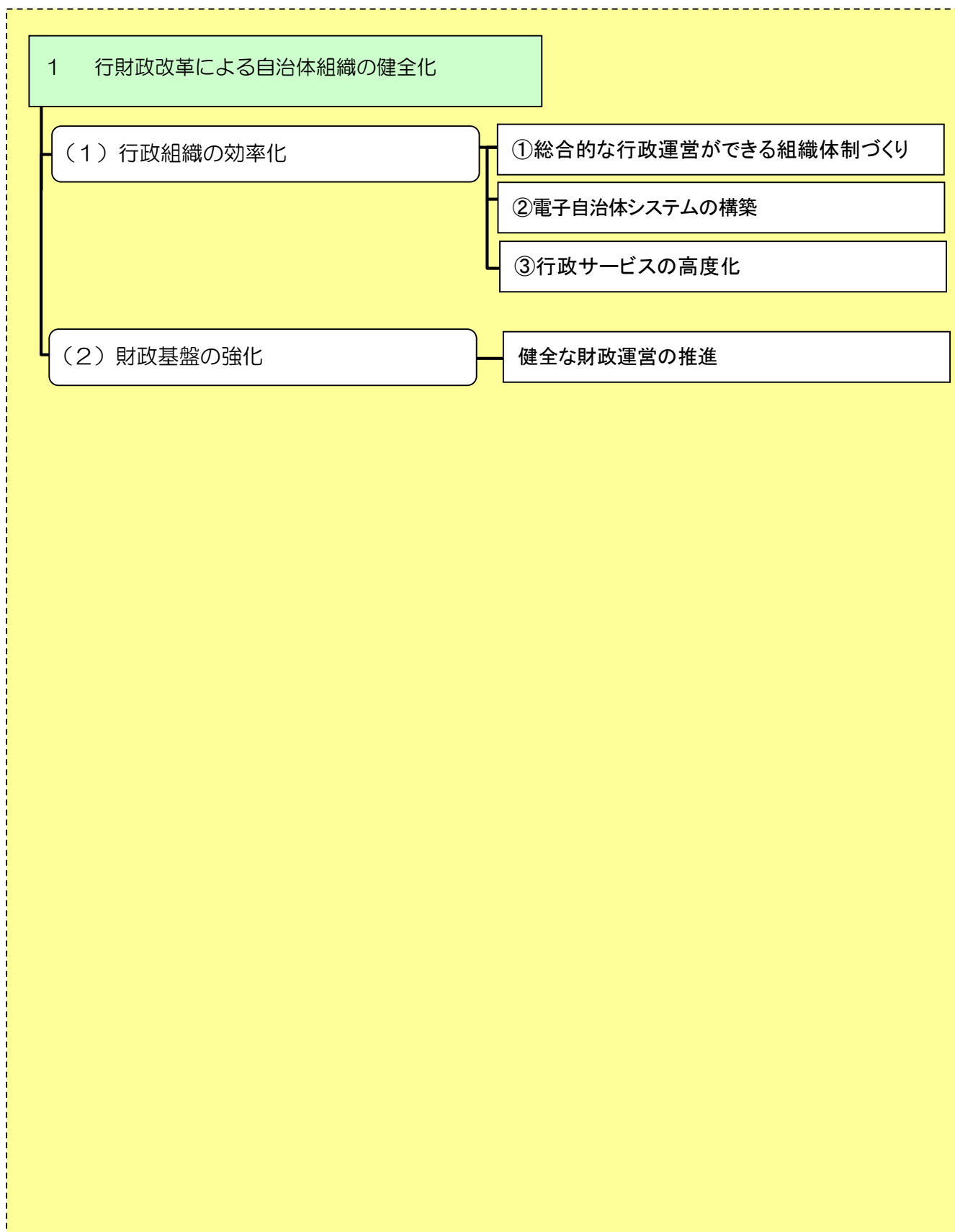
特に、農山村の魅力である森林、ダム、川、農地を活用した体験・滞在型の観光を推進し、交流人口の拡大を図ります。

#### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①農林水産業の振興	意欲のある担い手の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者や意欲ある担い手の育成・支援</li> </ul>
	生産基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産基盤の整備</li> <li>遊休農地の有効活用 (県事業)</li> <li>ため池等整備(武蔵、坂根、十郎、廻神、大懸)</li> <li>双三北部地区中山間地域総合整備(君田、布野、作木)</li> <li>三次・吉舎地区農村振興総合整備(三次、吉舎)</li> </ul>
	農林道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道熊見線(下布野) 外15路線</li> <li>農道の整備 (県事業)</li> <li>備北西部地区広域営農団地農道整備(君田)</li> <li>備北南部地区広域営農団地農道整備(三次、三和)</li> <li>ふるさと林道緊急整備(横谷高暮線)</li> <li>森林居住環境整備(作木大和線、横谷高暮線)</li> </ul>
	地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物直売所による地元農産物の販売拡大</li> <li>学校、福祉施設等での地元産品を活用した給食の検討</li> </ul>
	生産性の高い先進的な産地形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>高付加価値作物の開発</li> <li>試験研究機関等との連携による技術開発</li> <li>果樹・野菜等の特産化の推進と施設整備</li> <li>インターネット等による都市への新たな流通販売とネットワークづくり</li> </ul>
	地域営農体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域営農体制等による営農活動の支援</li> <li>大型農業機械の共同利用等による低コスト化の推進</li> <li>農業生産法人の育成</li> </ul>
	6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農畜産物の加工団体等の育成・支援</li> <li>地域特性を活かした魅力ある特産品の開発</li> </ul>

	交流型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流施設を活用した生産者の顔が見える農畜産物・加工品等の販売推進</li> <li>市民農園等による都市住民が農業体験できる場づくり</li> </ul>
	環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機物資源（堆肥等）の利用促進と施設整備</li> </ul>
	畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>優秀な遺伝資源の活用による和牛改良の促進</li> </ul>
	森林の維持・保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐・育林の促進</li> <li>公益的機能の視点にたった維持保全の強化</li> <li>交流と連携した林業体験の場づくり</li> </ul>
	水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値を高めた製品開発の推進</li> </ul>
②工業の振興	地場産業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談制度・融資制度による中小企業支援策の拡充</li> <li>専門分野の人材育成支援</li> </ul>
	新規企業の立地を促進する工業拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次地域の工業団地等を核とした工業拠点の整備</li> </ul>
③商業の振興	商工会・商工会議所などを核とした商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次地域中心市街地の活性化の推進</li> <li>地域生活に密着した商業づくり（高齢者世帯への宅配制度等）への支援</li> <li>地域コミュニティと密着した商店街づくり（空き店舗を活用した企画展やイベント等の実施）</li> <li>経営指導や人材育成の促進</li> <li>観光交流と連携した販売促進</li> </ul>
④観光の振興	観光資源のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の魅力ある観光資源の掘り起こしと観光テーマの設定</li> <li>総合案内機能の充実と観光情報システムの構築</li> </ul>
	体験・滞在型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林・川・農地を活用した観光の推進</li> <li>自然学習・文化・癒し等をテーマにした灰塚ダムの活用の推進</li> <li>観光・交流施設及びその周辺整備</li> </ul>
	交流による産業活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特色のある特産品づくりと交流施設との連携による販売促進</li> </ul>

## 5 行財政改革による自治体組織の健全化



## (1) 行政組織の効率化

### ① 総合的な行政運営ができる組織体制づくり

主体的な施策の実行を可能にし、総合的な行政運営ができるよう組織体制の再編を図り、旧町村役場に支所を設置します。また、本庁舎の整備を進めます。

### ② 電子自治体システムの構築

地域イントラネットにより、行政機関や公共施設との情報ネットワークを整備し、各種申請・手続き、施設予約などのできるシステムを構築します。

また、電算システムの統合及び事務の電子化を進め、迅速化と効率化を図ります。

### ③ 行政サービスの高度化

住民の多様なニーズに対応できるよう、専門職を充実し、行政組織の高度化を推進します。また、職員の資質向上と柔軟な組織運営を図るほか、事務事業評価・政策評価など行政評価システムを導入します。

## 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
①総合的な行政運営ができる組織体制づくり	組織体制の再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な運営ができる組織体制の再編</li> <li>定員適正化計画による職員の定員管理</li> <li>旧町村役場を活用した支所の設置</li> </ul>
②電子自治体システムの構築	地域イントラネットによる行政システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域イントラネットによる各種申請・施設予約等のシステムの構築</li> <li>事務手続・事務改善の推進</li> </ul>
	行政サービスの電子化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>電算システムの統合・改善、行政サービスの電子化の推進</li> <li>庁内 LAN の整備</li> </ul>
③行政サービスの高度化	職員の資質向上・専門職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修等の実施</li> <li>各分野における専門職員の育成</li> </ul>
	住民ニーズに対応した政策形成のできる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の内容・規模等に応じたプロジェクトチームの設置・活用</li> </ul>
	行政評価システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価システムの導入</li> </ul>

## (2) 財政基盤の強化

### 健全な財政運営の推進

財政計画に基づいた事業運営や財源の拡充強化・行財政改革の推進により、健全な財政運営を図ります。

また、施設の管理運営については民間委託などにより効率化を図るほか、広域行政の推進により経費の節減と合理化に努めます。

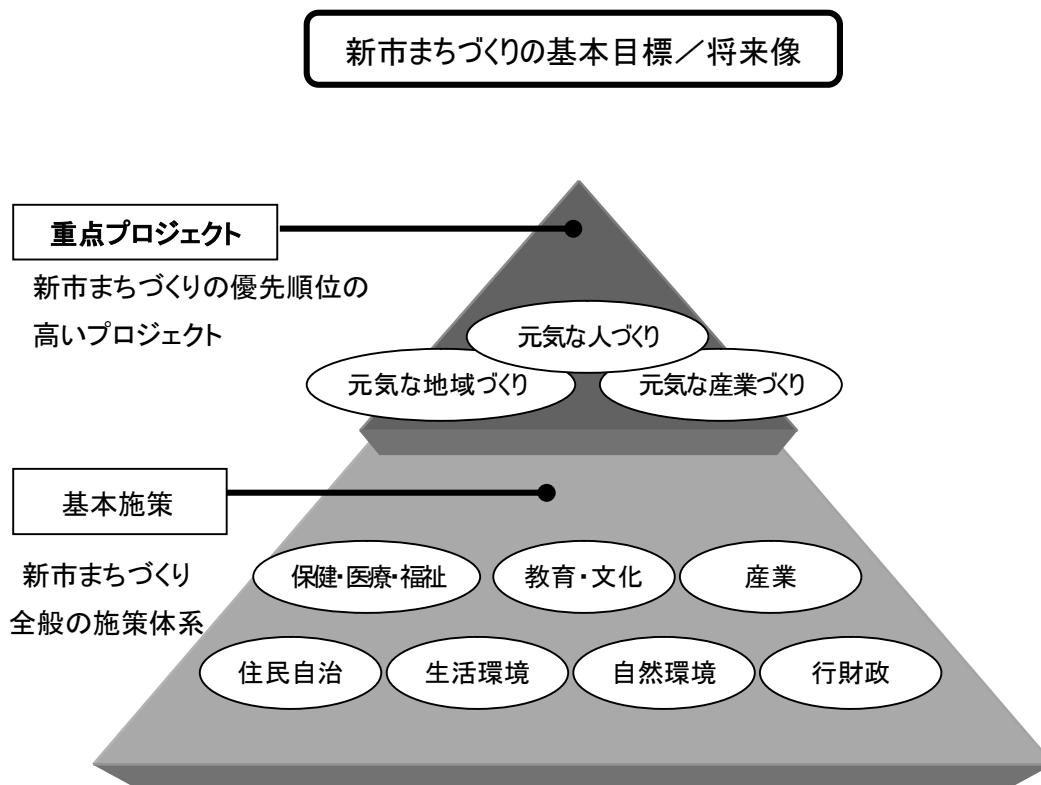
### 主な施策一覧

主要施策	主要事業	事業概要
健全な財政運営の推進	財政計画に基づいた事業推進	・ 財政計画に基づいた事業推進
	財源の拡充強化	・ 受益者負担制度及び額の適正化
	施設の管理・運営の民間委託の推進	・ 施設の管理・運営の民間委託の推進
	広域行政の推進	・ 一部事務組合等による広域行政の推進

## V. 新市まちづくりの重点プロジェクト

### 重点プロジェクトの位置付け

新市まちづくり計画において、新市のめざすまちのすがたとしてあげる「基本目標」や「将来像」を実現するうえで、特に重点的、戦略的に取り組むテーマで、それぞれの分野の基本施策（事業）に総合的に波及効果のある事業を位置付けます。したがって、重点プロジェクトは、計画の基本目標・将来像を達成するため、特に優先順位の高い施策として、推進していきます。



## (1) 元気な人づくりプロジェクト

### ① 住民自治組織の充実

地方分権の推進により、これからの自治体は自ら考え、自らの責任で行政を行なうとともに、個性豊かな魅力あるまちづくりが求められています。市民一人ひとりが元気で夢のある生活を送るためには、住んでいる地域のよさを見つけ、地域の将来像を描き、活動を通して地域の魅力を高めていくことが大切です。

このため、新市では地域の実情に応じた住民自治組織を再編・設立し、この組織を単位に自治活動を推進し、行政が支援する仕組みづくりを進めます。

さらに、ボランティア組織・NPOなどの市民活動を積極的に育成・支援し、住民自治組織と連携を深め、課題解決へ向けたサポート体制づくりを進めます。

#### <主な施策テーマ>

- 地域コミュニティの再編と新しい住民自治組織の設立
- コミュニティリーダーの育成
- 行政による住民自治活動のサポート体制の充実
- ボランティア・NPO活動の育成・支援

### ② 学校教育の充実

情報教育・国際教育など教育の充実は、産業の振興をはじめ新市まちづくりのさまざまな分野に関連する重要なテーマです。

特に、学力向上の取り組みは新市の課題であり、積極的に推進していく必要があります。今後、更なる少子化が予測されるなか、地域の特色を活かした教育環境の充実を図ります。

#### <主な施策テーマ>

- 総合的な学力の向上  
(基礎学力の定着／特色ある総合学習・郷土学習の推進)



## (2) 元気な地域づくりプロジェクト

### ① 道路交通(生活交通体系の整備)

市民の移動手段である公共交通は、自由化にともなう不採算バス路線の廃止や鉄道の減便などが進んでおり、これまで取り組まれてきた生活バスの運行やタクシー助成などを含めた地域の生活交通路線の維持・充実が重要な課題となっています。

新市においては、既存の民間バス路線と行政が運行(支援)してきた生活バスなどをベースに利便性の高い運行システムを構築していきます。

<主な施策テーマ>

- 誰もが安心して利用できる生活交通の確保
- 交通ターミナル機能の強化

### ② 定住環境の整備

若者を中心とした定住促進による人口の増加は、広域的な中核都市をめざす新市の重要なテーマであります。定住者の増加のためには、就労の場の確保と魅力ある住宅環境が重要な要件であります。

特に、若い世代のニーズに応じた公営住宅、分譲住宅などの整備を進めるとともに、都市からの定住者を対象に、自然の中でゆとりのある暮らしができる住宅(菜園付き住宅など)を供給し、定住者の増加につなげていきます。

<主な施策テーマ>

- 若者の定住促進につながる住宅の整備

### ③ 保健・医療・福祉(地域ぐるみで支えあう総合的な高齢者福祉)

高齢化率の高い新市において、福祉の充実ニーズの高いテーマであり、在宅福祉サービスなどの福祉施策の充実を図ります。しかし、少子・高齢化が進むことで、行政施策だけでは行き届いたサービスが難しくなると考えられます。高齢者が安心して家庭で、そして地域で生活ができるよう住民自治組織・ボランティア組織・NPO・社会福祉関係団体などが互いの機能を発揮した、地域福祉体制の確立が必要です。

また、高齢者の生きがい対策として、社会参加の場づくりや技能や知識を活かした活動ができるよう、行政がコーディネートしていくことが求められます。

#### <主な施策テーマ>

- 在宅福祉サービスの充実
- 住民同士で支えあう地域福祉体制の確立
- 高齢者の社会参画システムの構築

### ④ 子育て支援

少子化が進むなか、安心して子どもを産み、育てることのできるまちづくりは新市のこれからの発展に欠かせないテーマであり、女性の社会参加の促進とともに今後、一層の環境整備が望まれます。

また、保護者の子育て不安に対応した生活相談(指導)体制の充実やニーズに対応できる保育体制の充実を図ります。

#### <主な施策テーマ>

- 子育て支援センターを核とした子育て支援体制の確立

### (3) 元気な産業づくりプロジェクト

#### ① 都市基盤の整備

新市が将来、中国地方内陸部で先導的役割（位置）を果たしていくためには、都市基盤の整備が必要であり、若者の定住促進を図るうえでも、文化施設・娯楽施設・小売り店舗の集積及び交通の利便性の向上を行政が先導し、基盤の整備を進めていきます。

<主な施策テーマ>

- 中心市街地活性化の促進  
（若者に魅力のある文化・娯楽施設など都市サービス機能の整備）

#### ② 農業の振興

経済の低迷や高齢化により農業の担い手不足と農地の荒廃が進み課題となっています。これらの課題に対応していくため、地域の営農組織などによる農地の保全管理が必要であります。

活力ある農業へ向け、近年は観光と連携した農産物の販売、転作作物を使った商品（特産品）づくりなど6次産業化へ向けた取り組みが行われています。また、収益性の高い農業をめざし、意欲的に取り組んでいる農家もあります。

今後はこうした取り組みを積極的に支援し、地産地消や農産物の高付加価値化・産地化・都市への販売ルートの開拓に取り組んでいきます。

<主な施策テーマ>

- 地産地消の推進
- 6次産業化の推進（食品<特産品>加工の振興／インターネットを活用した販売ネットワークの充実）
- 交流型農業の推進（都市住民の体験農業の場づくり）

### ③ 観光の振興

魅力ある地域資源を活かし、観光による交流人口の拡大を図ることは、地域産業の活性化につながる重要なテーマです。新市は魅力ある交流施設や観光資源を有しており、一体となって魅力を高め、PR していくことで、周遊し体験・滞在できる観光ルートを確立していきます。

<主な施策テーマ>

- 広域連携による観光交流の拡大(主要観光施設間の総合的な観光情報案内システムの構築/新市全体での統一した観光情報の発信)
- 体験・滞在型観光の推進

### ④ 情報通信基盤の整備

情報化社会は、今後、さらに市民の日常生活の中に進行し、高度情報化社会となることが想定されます。行政サービスについても高度情報通信網を活用した電子申請や各種サービスが必要になり、産業・福祉・教育などの分野で情報ネットワークが活用できるよう、地域イントラネット事業をはじめ、CATV 事業の整備を進めていきます。

<主な施策テーマ>

- 地域イントラネットの構築
- CATV(生活情報ネットワーク)等を活用した情報サービスの充実

## VI. 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、効率的な整備と運営を進めていく必要があり、住民生活の利便性に配慮しながら、逐次検討を行います。

検討にあたっては、財政状況をふまえて事業の効果や効率性について十分検討し、既存の公共施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し整備に努めます。

なお、新市の庁舎については、三次市役所に設置するが、老朽化などにより建替えが必要となっており、財政計画に基づき整備をします。

また、旧町村役場については、窓口サービスの低下を招かないよう支所機能を有する施設として存続させ、ネットワークの強化を図っていくとともに、その他の公共施設との複合的な利用を検討していきます。

## VII. 財 政 計 画

財政計画は、平成16年度から平成30年度を普通会計決算額に置き換え、令和元年度から令和7年度までの7か年（計画最終年度の翌年度まで）について普通会計として作成しています。

なお、令和元年度については、予算額を反映しています。令和2年度以降については、下記のとおりです。

### 【歳入】

#### （1）地方税・譲与税・交付金

市税は、令和元年度予算額をベースとして、毎年度0.1%の減として見込んでいます。

#### （2）地方交付税

普通交付税については、現行の制度に基づくほか、令和2年度の国勢調査での人口減を見込んでいます。

特別交付税については、令和元年度予算額をベースとして、一定程度の減を見込んでいます。

#### （3）国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、平成30年度決算額をベースとして、新市まちづくり計画事業等にもなう国庫支出金・県支出金を見込んでいます。

#### （4）地方債

地方債については、新市まちづくり計画事業等にもなう既存の起債制度による地方債の充当を見込んでいます。

### 【歳出】

#### （1）人件費

人件費については、令和2年度からの会計年度任用職員制度による増を見込みつつ、以降は現行職員数を超えない人数で見込んでいます。

#### （2）物件費

物件費については、令和元年度予算額をベースとして、節減効果等を見込んでいます。

#### （3）扶助費

扶助費については、令和元年度予算額をベースとして、毎年度1%の増を見込んでいます。

(4) 補助費等

補助費等については、令和元年度予算額をベースとして、節減効果等を見込んでいます。

(5) 公債費

公債費については、平成30年度までの地方債の償還見込額及び令和元年度以降の新市まちづくり計画事業等にもなう新たな地方債に係る償還見込額を見込んでいます。

(6) 繰出金

繰出金については、国民健康保険事業、介護保険事業など他会計への繰出金を見込んでいます。

(7) 普通建設事業

普通建設事業については、新市まちづくり計画事業等を見込んでいます。

(単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
【歳入】																							
地方税	6,785	6,570	6,754	7,234	7,267	6,871	6,834	6,722	6,724	6,676	6,846	6,700	6,812	6,778	6,817	6,746	6,739	6,733	6,726	6,719	6,713	6,706	
地方譲与税	612	718	931	485	485	433	420	408	381	435	418	436	431	433	437	465	437	436	436	435	435	435	435
交付金	1,228	1,176	1,147	1,018	951	903	911	840	753	807	850	1,345	1,176	1,263	1,268	1,402	1,531	1,530	1,528	1,527	1,525	1,524	
地方交付税	14,191	14,550	14,724	14,797	15,777	16,210	17,349	17,381	17,225	17,515	17,466	17,125	16,292	15,539	15,407	13,958	13,968	13,725	13,758	13,887	13,756	13,594	
(1)普通交付税	12,255	12,750	13,024	13,232	14,132	14,479	15,489	15,516	15,397	15,667	15,614	15,278	14,412	13,673	13,025	12,386	12,416	12,197	12,234	12,368	12,242	12,084	
(2)特別交付税	1,936	1,800	1,700	1,565	1,645	1,731	1,860	1,865	1,828	1,848	1,852	1,847	1,880	1,866	2,382	1,572	1,551	1,528	1,524	1,519	1,515	1,510	
分担金及び負担金	310	397	445	318	180	193	140	177	160	163	166	166	170	192	160	1,498	350	281	262	209	209	209	
使用料及び手数料	791	772	661	635	614	603	637	645	665	658	648	611	545	555	603	433	317	317	317	317	317	317	
国庫支出金	2,943	2,797	2,606	3,144	3,270	5,492	4,709	4,027	3,568	5,575	4,429	3,369	3,403	3,608	2,872	6,069	4,157	4,001	3,634	3,053	3,093	3,043	
県支出金	3,480	3,000	2,392	2,750	2,259	2,359	2,404	2,326	2,135	2,351	2,272	2,534	2,573	2,681	2,425	2,417	2,079	2,012	2,000	1,935	1,935	1,935	
財産収入	125	85	104	172	324	240	321	271	258	213	227	247	180	182	222	659	449	448	447	446	446	445	
繰入金	2,665	255	1,201	300	138	34	4	583	330	145	2,578	27	1,156	1,176	1,693	2,050	1,068	1,124	1,189	1,089	1,061	675	
繰越金	2,241	644	120	334	182	400	765	1,366	1,185	1,302	1,266	1,225	1,198	1,440	848	2,074	0	0	0	0	0	0	
雑収入等	1,413	1,086	2,052	895	835	775	999	788	778	803	880	833	805	866	791	755	720	720	720	720	720	720	
地方債	10,036	8,806	6,635	5,645	4,914	6,695	5,488	5,941	5,266	7,084	7,994	4,896	4,408	5,760	4,455	5,810	3,881	3,790	3,425	3,629	3,483	3,463	
合計	46,819	40,856	39,774	37,727	37,176	41,209	40,981	41,475	39,427	43,726	46,039	39,514	39,148	40,473	37,998	44,336	35,695	35,118	34,443	33,966	33,692	33,065	

※百万円単位未満の端数調整の関係で合計額が合わない場合があります。



(単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
【歳出】																							
人件費	7,898	5,786	5,479	5,239	5,373	5,122	5,080	5,054	5,326	4,696	4,974	4,556	4,795	4,567	4,683	4,389	5,295	5,356	5,269	5,135	5,051	4,840	
扶助費	2,700	2,762	2,703	2,847	2,881	3,077	3,726	3,839	3,891	3,921	4,150	4,004	4,202	4,141	3,957	4,109	4,150	4,192	4,233	4,276	4,319	4,362	
公庫費	7,529	7,154	9,362	7,963	7,263	7,245	7,012	7,414	7,187	8,387	8,480	6,774	6,683	6,546	4,719	4,848	4,936	5,134	5,531	5,905	6,058	5,970	
義務的経費計	18,127	15,702	17,544	16,050	15,517	15,444	15,818	16,307	16,404	17,005	17,604	15,334	15,679	15,254	13,958	13,346	14,381	14,682	15,034	15,315	15,428	15,172	
物件費	4,875	4,367	4,060	4,069	4,381	4,739	4,877	5,111	4,925	5,046	5,345	5,878	5,791	5,967	6,216	7,237	5,603	5,323	5,256	5,216	5,164	5,112	
維持補修費	465	697	576	412	585	554	619	623	521	555	607	700	794	781	578	904	841	832	824	816	808	800	
補助費等	4,763	3,943	3,814	4,052	4,208	5,201	4,197	3,637	3,693	3,457	3,751	3,954	4,033	4,498	4,639	6,802	5,930	5,732	5,583	5,384	5,169	4,955	
繰出金	3,498	3,368	3,593	3,686	3,856	4,123	4,406	4,457	4,487	4,263	4,437	4,482	4,586	4,218	4,061	3,197	2,758	2,773	2,774	2,765	2,754	2,732	
積立金	4,831	101	898	215	259	324	1,590	2,146	1,114	1,972	1,525	1,643	1,212	1,171	713	853	313	313	312	311	310	309	
投資及び出資金・貸付金	1,721	1,088	612	598	575	605	587	636	626	626	613	562	555	592	525	554	554	554	554	554	554	554	
普通建設事業費等	7,895	11,469	8,321	8,463	7,395	9,453	7,521	7,374	6,354	9,536	10,933	5,763	5,059	7,143	5,834	11,443	5,314	4,909	4,106	3,605	3,505	3,431	
合計	46,175	40,735	39,439	37,545	36,776	40,443	39,615	40,290	38,125	42,460	44,815	38,317	37,709	39,625	35,924	44,336	35,695	35,118	34,443	33,966	33,692	33,065	

※百万円単位未満の端数調整の関係で合計額が合わない場合があります。

【各種財政指標】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収支比率	105.6%	96.1%	94.9%	94.0%	91.6%	92.1%	90.1%	92.8%	94.0%	91.1%	90.9%	90.3%	93.8%	95.8%	96.7%	97.6%	98.3%	99.0%	99.1%	99.3%	99.4%	99.4%
実質公債費比率	-	-	-	18.9%	17.6%	16.2%	14.6%	13.7%	13.1%	12.6%	11.3%	9.3%	7.8%	7.5%	7.0%	7.7%	8.4%	10.5%	12.1%	13.5%	14.2%	14.0%
将来負担比率	-	-	-	161.8%	144.1%	141.6%	114.1%	93.1%	69.6%	49.6%	52.5%	49.1%	47.8%	48.7%	51.9%	37.4%	40.0%	43.1%	45.8%	47.1%	49.1%	49.3%
地方債残高 (百万円)	58,674	61,578	60,039	58,808	57,482	57,825	57,136	56,409	55,135	54,381	54,344	52,819	50,821	50,209	50,109	51,210	50,290	49,080	47,102	44,949	42,493	40,100
基金残高 (百万円)	8,670	8,595	9,440	9,354	9,491	9,784	11,375	12,952	13,736	15,566	14,525	16,141	16,198	16,199	15,277	14,306	13,541	12,718	11,830	11,041	10,279	9,903
うち財政調整基金残高 (百万円)	1,703	1,704	1,880	2,024	1,965	2,104	2,472	3,245	3,861	4,122	4,141	4,175	4,180	4,185	3,127	2,883	2,586	2,289	1,991	1,693	1,395	1,396
標準財政規模 (百万円)	20,472	20,951	21,322	22,577	23,329	23,845	24,928	24,610	24,233	24,785	24,661	24,559	23,430	22,738	22,088	21,345	21,330	21,085	21,105	21,222	21,078	20,904
財政力指数	0.356	0.373	0.387	0.384	0.379	0.369	0.350	0.339	0.331	0.332	0.330	0.330	0.330	0.332	0.334	0.337	0.339	0.341	0.342	0.342	0.342	0.342

主要市事業一覧表（地域別）

1. 人々がふれあい輝く「自治のまち」

(1) 人々がふれあい輝く自治のまちづくり

○地域の自治組織の強化と住民参画のまちづくりの推進

全 域	地域振興基金設置
	自治振興区活動費補助事業
	地域集会所等整備補助事業
	支所等まちづくりサポートセンター設置改修事業
君田地域	旧君田上小学校改修事業
作木地域	下地区活動拠点施設整備事業
	地区連絡協議会補助事業
	上地区活動拠点施設整備事業
吉舎地域	敷地寿会館改修事業
甲奴地域	梶田ふれあい会館駐車場整備事業

○開かれた行政の推進

全 域	電算システム一元化事業
-----	-------------

2. 美しい自然とともに健やかに安心して暮らせる「定住のまち」

(1) 快適で便利な定住のまちづくり

○地域の幹線交通網の整備

全 域	生活交通確保対策事業
	生活道路整備事業
	交通安全施設整備事業
	小規模市道整備事業
三 次 地 域	泉水物見線（廻神町形地区）
	三次山家線（三反田地区～大坪谷地区）
	志幸上田線（上田町中の畑地区）
	西酒屋寺町線（下組地区～寺町地区）
	向江田本線（向江田地区～池田地区）
	穴笠畠敷線（穴笠地区～京之狭地区）
	辻塚形線（辻塚地区～形地区）
	亀谷大平線（大平地区）
	胡子坂根線（植松地区～上本谷地区）
	上原願万地線（十日市東地区～三次町願万地地区）
	宗祐線（東酒屋地区）
	十日市274号線（西酒屋地区～十日市南地区）
	君 田 地 域
茂田櫃田線（全線）	
伊久利線（全線）	
宮本五百田線（茂田地区）	
布 野 地 域	吉谷線（吉谷地区・小暮橋）
	石貝線（横谷地区・全線）
	吸谷線（全線）
	奥ノ迫線（上布野地区・天満橋）
	町中線（上布野地区・万代橋）
	二井殿1号線（上布野地区・全線）

	二井殿3号線（上布野地区・全線）
	東1号線（下布野地区・全線）
	風越線（上布野地区・全線）
	柳田東線（下布野地区・全線）
	姫ヶ谷線（姫ヶ谷地区）
作木地域	作木室線（下作木地区～布野村）
	唐香大山線（香淀地区～大山地区）
	式砂井谷線（森山地区）
	門田川根線橋梁
	上作木西野線（上作木地区～西野地区）
	江谷赤名線（森山西地区・全線）
	上作木上郷線（上郷地区）
	大山中線（大山地区）
	中の谷門前線（森山中地区）
	後河線（大山地区・全線）
	長迫線（大津地区～森山西地区）
	香淀川毛線（国道375号移管予定路線）
吉舎地域	古市矢井線（吉舎地区～敷地地区）
	桧線（国道184号線～芋ヶ畑地区、桧地区）
	紙屋迫線（県道吉舎豊栄線～辻地区）
	敷地中央線（敷地地区・元農協敷地支所前）
	塩野真御堂線（国道184号線～敷地地区）
	山城線（県道吉舎豊栄線～辻地区）
	西田馬場線（吉舎地区・全線）
	西田北田線（吉舎地区・全線）
	伊都岐平線（辻地区・全線）
	木信線（辻地区・全線）
	宮平線（辻地区・宮平橋～坂本橋）
	中辻線（辻地区・全線）
	学校橋線（国道184号線～海田原地区）
	角利線（安田地区・樋之元宅～藤原宅下）
	鹿島線（上安田地区・原田宅横～西福寺下）
	寺迫線（安田地区・全線）
	郷鳥巣線（安田地区・県道～ため池）
	羽場角利2号線（上安田地区・角利橋拡幅）
	奥山線（上安田地区・全線）
	中郷上土井線（上安田地区・交差点改良）
	扇迫線（清綱地区・全線）
	川之内線（川之内地区・奥田宅前～垣内宅裏）
	御坊1号線（丸田地区・全線）
	城ヶ平線（桧地区・全線）
	敷地開田1号線（敷地地区・全線）
	塩野本郷1号線（敷地地区・伊達宅前～沖宅前）
	塩野本郷2号線（敷地地区・永宗宅前～本郷集会所）
	下塩野線（敷地地区・沖宅前～沖宅裏）

	本郷小林線（敷地地区・全線）
	上谷鳥巢線（安田地区）
	海田原敷地線（敷地地区・国道184号線～百合田店）
	徳市長田線（徳市地区・全線）
	郷国兼線（上安田地区・全線）
	吉舎駅裏線（三五地区・高速関連）
	毘沙門橋架設（吉舎地区～三五地区）
	巴橋架設（吉舎地区）
	鷺尾橋架設（敷地地区）
三良坂地域	三良坂田利線（市街地～皆瀬・田利地区）
	長沢線（仁賀地区～灰塚地区）
	敷地線（国道184号線～溝口地区）
	沖江和地線（県道稲草三良坂線～和地地区）
	田利線（県道三次庄原線～田利地区）
	大谷山津田線（灰塚地区～庄原市・全線）
	皆瀬加納線（全線）
	田中日南線（踏切移転）
	井手之上貞数線（高速関連）
	貞数線排水路整備（高速関連）
三和地域	上板木宮崎線（上板木地区）
	杉保吉原線（杉保地区～豊栄町）
	大力谷線（大力谷地区・全線）
	福田志和地線（福田地区～三次市）
	板木市日南線（全線）
	池原線（全線）
	大蔵線（大蔵地区～甲田町）
	流田富名迫線（飯田地区）
	敷名上板木線（敷名地区～上板木地区）
	門出上板木線（敷名地区～運動公園）
	鍛冶屋河内線（全線）
	矢原鎌木線（上吉地区・全線）
	中曾根想田線（中曾根地区～想田地区）
	信原宮蔵線（下板木地区・全線）
	迫線（上板木地区・全線）
	登喜満線（上吉地区・全線）
	国光線（羽出庭地区・全線）
	信原陰地線（下板木地区・全線）
	向竹線（県道三次三和線～向竹地区）
	仏正富名迫線（全線）
	板木市上板木線（羽出庭地区・全線）
	浜田八日市線（敷名地区・全線）
	文化センターアクセス線（上板木地区・全線）
	山崎線（敷名地区・全線）
	掛上板木線（上板木地区・全線）
	敷名市八幡原線（敷名市地区～県道世羅甲田線）

甲奴地域	するべ線(塩貝地区・全線)
	大坪小峠線(上谷地区～下谷地区)
	宇賀中央線(宇賀地区・全線)
	宇賀小学校線(宇賀地区・全線)
	大谷線(県道吉舎柚木線～大谷地区)
	下志栗島沖線(下志地区～栗島地区)
	滝線(宇賀地区・全線)
	六ッ宗線(宇賀地区・全線)
	一宮谷線(吉舎町水呑地区)
	才の原線(河本地区～中反田地区)
	行元線(太郎丸地区～吉舎町)
	小童中央線(桂正寺地区)
	梶田郷線(梶田上地区～下志地区)
	古屋線(古屋地区)
	矢原線(矢原地区)
	小淵宇根線(太郎丸地区)
	春日井河本線(河本地区)
	庄里線(有田地区～吉舎町)
	掛谷線(掛谷地区)
	広山線(高山地区)
	専光寺線(専光寺地区)
	広石2号線(高速関連)
	秋坂線(高速関連)
	宇根堂森ノ前線(敷尾地区)
	宮部線(宮部地区)
	政広線(宮部地区～上下町)
	福田太郎丸線(福田地区～太郎丸地区)
	五反田井堀線(井堀地区～カーターセンター)
	切松線(切松地区～宇賀地区)
	秋森敷尾線(抜湯地区～太郎丸地区)
	○定住環境の整備
全 域	飲料水供給施設整備補助事業
	小型合併処理浄化槽設置補助事業
	し尿処理場建設事業
	防火水槽整備事業
	消防ポンプ積載車等更新事業
	斎場建設事業
三 次 地 域	上水道事業
	高度浄水処理施設整備事業
	公共施設下水道接続事業
	公共下水道事業
	農業集落排水事業
	特定地域生活排水処理等事業
	公営住宅ストック総合改善事業
	水防センター建設事業

		格納庫整備(コミュニティ消防センター)事業
君田地域		簡易水道事業
		特定地域生活排水処理等事業
		宅地造成事業(西入君団地)
		公営住宅整備事業(中塚ハイム、松ヶ瀬団地)
布野地域		公共施設下水道接続事業
		特定環境保全公共下水道事業
		特定地域生活排水処理等事業
		田園居住住宅整備事業(二井殿地区、奥の迫上地区)
		火葬場炉改修事業
作木地域		簡易水道事業
		公営住宅改修事業
		定住住宅建設事業
		定住住宅分譲事業
		宅地等水防災対策事業(柳原地区)
		宅地等水防災対策事業(川毛地区)
		急傾斜地崩壊対策事業(門田上地区)
		河川改修事業(門田地区)
吉舎地域		簡易水道事業
		公共施設下水道接続事業
		特定環境保全公共下水道事業
		公営住宅整備事業(吉舎地区)
		特定優良賃貸住宅整備事業(吉舎地区)
三良坂地域		簡易水道事業
		公共施設下水道接続事業
		公共下水道事業
		特定環境保全公共下水道事業
		公営住宅整備事業(三本木、塩野浦、大仙団地)
三和地域		簡易水道事業
		農業集落排水事業
		特定地域生活排水処理等事業
		住宅団地造成事業
甲奴地域		簡易水道事業
		公共施設下水道接続事業
		特定環境保全公共下水道事業
		公営住宅整備事業(明神、伏越、新宇賀団地)
		公営住宅ストック総合改善事業
		小規模住宅地区等改良事業
		老朽住宅除去等事業
○高度情報通信網の整備		
全 域		地域情報化(CATV等)事業
		庁舎内パソコン・LAN整備事業
(2)ともに支えあう健康と福祉のまちづくり		
○地域ぐるみで支えあう総合的な高齢者福祉の推進		
布野地域		グループホーム建設事業(上布野地区)

		居宅ホーム整備事業（上布野地区）
		福祉施設（調整事業）
	作木地域	グループホーム建設事業（香淀地区）
		福祉施設（調整事業）
	吉舎地域	ケアハウス建設補助事業（吉舎地区）
	三良坂地域	福祉施設（調整事業）
	甲奴地域	グループホーム整備事業（旧保育所利活用）
○救急・医療体制の充実強化		
	三次地域	三次看護専門学校移転支援事業
	君田地域	医師住宅整備事業（東入君）
○子育て支援対策の充実		
	全 域	延長保育推進事業
		地域子育て支援センター事業
		保育所地域開放事業
		子育てサポート事業
		病後児保育事業
		乳幼児医療費助成事業
	布野地域	保育所乳児室増設事業
	吉舎地域	児童公園建設事業
	三良坂地域	保育所移転・新設事業
○障害者福祉の充実		
	全 域	障害者福祉タクシー・路線バス利用助成事業
		学校等のバリアフリー化事業
(3)美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくり		
○自然と共生する環境づくり		
	三次地域	尾関山公園整備事業
	布野地域	景観整備事業（八千代滝周辺、女亀山遊歩道、大仙遊歩道）
	作木地域	女亀山遊歩道整備事業
○循環型社会の構築		
	全 域	生ゴミ処理機購入助成事業
3. 豊かな心を育み知識を高める「文化の薫るまち」		
(1)豊かな心を育み知識を高める文化の薫るまちづくり		
○学校教育の充実		
	全 域	教育用コンピュータ整備事業
		中学校校舎耐震診断事業
		中学校校舎大規模改造事業等
		（三次）三次中学校・十日市中学校・塩町中学校・川地中学校
		八次中学校
		（君田）君田中学校
		（布野）布野中学校
		（作木）作木中学校
		（吉舎）吉舎中学校
		（三良坂）三良坂中学校
		（三和）三和中学校
		（甲奴）甲奴中学校



	小学校校舎耐震診断事業
	小学校校舎大規模改造事業等 (三次) 河内小学校・三次小学校・三次西小学校・粟屋小学校 粟屋西小学校・十日市小学校・八次小学校・酒河小学校 青河小学校・神杉小学校・田幸小学校・和田小学校・川地小学校 志和地小学校・川西小学校 (君田) 君田小学校 (布野) 布野小学校・横谷小学校 (作木) 作木小学校 (吉舎) 吉舎小学校・安田小学校・八幡小学校・八幡小学校徳市分校 (三良坂) 三良坂小学校・灰塚小学校・仁賀小学校 三良坂小学校田利分校 (三和) 三和小学校 (甲奴) 甲奴小学校・小童小学校・宇賀小学校
三次地域	中学校給食業務改善対策事業
	八次小学校プール整備事業
君田地域	君田中学校体育館改築事業
布野地域	学校プール改修事業
吉舎地域	八幡小学校プール改修事業
	徳市分校バリアフリー化事業
三和地域	三和中学校体育倉庫改修事業
	三和小学校特別教室改修事業
	三和小学校運動場排水施設整備事業
	三和小学校体育館改築事業
甲奴地域	小学校給水設備改修・屋内運動場改修事業
	中学校寄宿舎外壁改修事業
○社会教育の充実	
全 域	市民ホール建設事業
三次地域	(仮称)奥田元宋・小由女美術館建設事業
	みよし運動公園整備事業
君田地域	森の図書館整備事業(東入君地区)
	(仮称)はらみちを美術館建設事業(泉吉田地区)
	君田生涯学習センター改築事業(東入君地区)
布野地域	中村憲吉記念館整備事業(上布野地区)
作木地域	郷土資料館建設事業
	文化施設(調整事業)
吉舎地域	(仮称)奥田元宋記念館建設事業(奥田元宋・小由女美術館連携事業)
	B&G海洋センター改修事業
	中央公民館・老人センター改修事業
	奥家住宅保存及び防災施設整備事業
	文化施設(調整事業)
三良坂地域	中央公民館大規模改修事業
三和地域	脚付口鉢型土器レプリカ製作事業
	みわ文化センター設備拡充事業
	農業者トレーニングセンター改修事業

			コミュニティスポーツ広場改修事業
			総合運動公園施設(陸上競技場)拡充事業
			古民家修復事業
			屋内プール整備事業
			運動場夜間照明整備事業
	甲奴地域		ジミー・カーターシビックセンター展示室改修事業
			ジミー・カーターシビックセンター第2駐車場整備事業
			町民グランドフェンス整備事業

#### 4. 活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ「中核都市」

##### (1) 活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ中核都市づくり

###### ○広域交流の中核的機能の強化による中核都市づくり

全 域	新庁舎・ホール用地取得造成事業
	新庁舎建設事業
	本所、支所改修事業
三 次 地 域	排水路整備事業
	三次駅周辺整備事業
三良坂地域	土地区画整理事業
三 和 地 域	中心集落機能強化対策事業

###### ○産・学・官連携によるニュービジネスの展開

###### ○若者定住につながる魅力ある就労の場の拡充

###### ○既存の地場産業の振興と活性化

全 域	流域公益保全林整備事業
	流域循環資源林整備事業
	公的森林整備推進事業
三 次 地 域	土地改良区合併促進事業
	小規模農業基盤整備事業
	広島三次ワイナリーバーベキューガーデン増築事業
	経営体質強化施設整備事業
	三次町歴史的地区環境整備事業
君 田 地 域	高幡森林浴の森キャンプ場整備事業（檀田地区）
	小規模農業基盤整備事業
	林道東入君線（東入君地区）
	林道二本谷線（全線）
	林道吉尾線（吉尾地区）
	林道藪谷線（藤兼地区）
	沓ヶ原調整池周辺整備事業
	道の駅改修事業
布 野 地 域	小規模農業基盤整備事業
	林道熊見線（下布野地区）
	林道高杉線（横谷地区～君田村）
	森林整備地域活動支援事業
	双三三村広域連携交流促進事業
	道の駅周辺整備事業
作 木 地 域	ほ場整備事業（門田上地区）
	ほ場整備事業（川毛地区）

		林道高丸線（全線）
		林道摺滝線（伊賀和志地区）
		林道門田線（門田地区）
		農道高丸線（全線）
		林道市後谷線（大津地区～森山東地区）
		林道砂井谷2号線（森山東地区）
		唐香橋梁改修事業
		丹渡橋梁改修事業
		三国橋梁改修事業
		ライスセンター機械更新事業
		川とのふれあい事業（香淀地区）
		カヌー公園周辺整備
		トンネル生産施設整備事業
	吉舎地域	小規模農業基盤整備事業
		農道明賀線（安田地区・全線）
		林道黒鞆線（安田地区～吉舎地区）
		林道大忠平石線（安田地区）
		まちの駅整備事業（海田原地区）
	三良坂地域	小規模農業基盤整備事業
		農業生産総合対策事業
		林道赤目谷線（灰塚地区）
		はいづかの里整備事業
	三和地域	小規模農業基盤整備事業
		農道整備事業（森野地区・小力谷地区）
		農道整備事業（小反田地区・今原地区・亀丸地区）
		農道整備事業（国貞地区）
		林道大平線（全線）
		老朽ため池整備事業
		集落農場型農業生産法人設立支援事業
	甲奴地域	小規模農業基盤整備事業
		堆肥センター新設事業（有田地区）
		林道整備事業（古屋地区～塩貝地区）
		品の滝環境施設整備事業
		森林公園整備事業
		公的森林整備推進事業
		カーターピーナッツ公園及び加工場整備事業
		いこいの森弘法山公園（ステージ）整備事業